

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	大学院の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン チュウオウダイガク 学校法人 中央大学									
フリガナ大学の名称	チュウオウダイガクダイガクイン 中央大学大学院									
大学本部の位置	東京都八王子市東中野742番1									
大学の目的	本大学に設置する大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめて、本大学の使命を達成することを目的とする。 専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。									
新設研究科等の目的	近年、全国の法科大学院入学志願者数は減少傾向が続いており、優秀な学生の獲得に向けては司法試験合格率、とりわけ法学既修者の修了1年目合格率を向上させることが必要であり、本学法科大学院の教育及び修了生の更なる質の向上に資するため、収容定員を600人から480人に変更したい。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	法科大学院
	法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程) 計	3年	160 (200)	— —	480 (600)	法務博士 (専門職)	法学関係	令和7年4月 第1年次	東京都千代田区 神田駿河台3丁目11番5	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数					修了要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設分	法学研究科 公法専攻 (博士課程前期課程)	9 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	41 (41)		
	民法法専攻 (博士課程前期課程)	17 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	47 (47)		
	刑事法専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	45 (45)		
	国際企業関係法専攻 (博士課程前期課程)	7 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	41 (41)		
	政治学専攻 (博士課程前期課程)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	45 (45)		
	公法専攻 (博士課程後期課程)	9 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (13)	0 (0)	6 (6)		
	民法法専攻 (博士課程後期課程)	21 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (24)	0 (0)	3 (3)		
	刑事法専攻 (博士課程後期課程)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	6 (6)		
	国際企業関係法専攻 (博士課程後期課程)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	6 (6)		
	政治学専攻 (博士課程後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)		
	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程前期課程)	24 (27)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (27)	0 (0)	16 (16)		
	経済学専攻 (博士課程後期課程)	18 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (21)	0 (0)	0 (0)		

商学研究科 商学専攻 (博士課程前期課程)	46 (50)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	57 (61)	0 (0)	8 (8)
商学専攻 (博士課程後期課程)	38 (41)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	44 (47)	0 (0)	0 (0)
理工学研究科 数学専攻 (博士課程前期課程)	9 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	121 (121)
物理学専攻 (博士課程前期課程)	9 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	126 (126)
都市人間環境学専攻 (博士課程前期課程)	14 (16)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (18)	0 (0)	122 (122)
精密工学専攻 (博士課程前期課程)	10 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	113 (113)
電気電子情報通信工学専攻 (博士課程前期課程)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	119 (119)
応用化学専攻 (博士課程前期課程)	10 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	118 (118)
ビジネスデータサイエンス専攻 (博士課程前期課程)	7 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (11)	0 (0)	109 (109)
情報工学専攻 (博士課程前期課程)	7 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	149 (149)
生命科学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	124 (124)
数学専攻 (博士課程後期課程)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	23 (23)
物理学専攻 (博士課程後期課程)	9 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	23 (23)
都市人間環境学専攻 (博士課程後期課程)	14 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (16)	0 (0)	22 (22)
精密工学専攻 (博士課程後期課程)	10 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	19 (19)
応用化学専攻 (博士課程後期課程)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	23 (23)
ビジネスデータサイエンス専攻 (博士課程後期課程)	7 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (11)	0 (0)	20 (20)
生命科学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	23 (23)
電気・情報系専攻 (博士課程後期課程)	16 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (17)	0 (0)	18 (18)
文学研究科 国文学専攻 (博士課程前期課程)	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	6 (6)
英文学専攻 (博士課程前期課程)	9 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	2 (2)
独文学専攻 (博士課程前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
仏文学専攻 (博士課程前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
中国言語文化専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
日本史学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	11 (11)
東洋史学専攻 (博士課程前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
西洋史学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
哲学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
社会学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
社会情報学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	4 (4)
教育学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6 (6)
心理学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	12 (12)
国文学専攻 (博士課程後期課程)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	0 (0)
英文学専攻 (博士課程後期課程)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	0 (0)
独文学専攻 (博士課程後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)

仏文学専攻 (博士課程後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
中国言語文化専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
日本史学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
東洋史学専攻 (博士課程後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
西洋史学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
哲学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
社会学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
社会情報学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
教育学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
心理学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	3 (3)
総合政策研究科 総合政策専攻 (博士課程前期課程)	20 (23)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	29 (32)	0 (0)	14 (14)
総合政策専攻 (博士課程後期課程)	17 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (23)	0 (0)	0 (0)
国際情報研究科 国際情報専攻 (修士課程)	10 (13)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	16 (19)	0 (0)	0 (0)
法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	40 (45)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	43 (48)	0 (0)	60 (60)
戦略経営研究科 戦略経営専攻 (専門職学位課程)	12 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (16)	0 (0)	48 (48)
戦略経営研究科 ビジネス科学専攻 (博士課程後期課程)	11 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	0 (0)
計	637 (703)	78 (78)	0 (0)	1 (1)	716 (782)	0 (0)	- (-)
既設分	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	637 (703)	78 (78)	0 (0)	1 (1)	716 (782)	0 (0)	- (-)
職 種	専 属			そ の 他		計	
事 務 職 員	430 (430)			409 (409)		839 (839)	
技 術 職 員	13 (13)			33 (33)		46 (46)	
図 書 館 職 員	6 (6)			9 (9)		15 (15)	
そ の 他 の 職 員	3 (3)			0 (0)		3 (3)	
指 導 補 助 者	0 (0)			0 (0)		0 (0)	
計	452 (452)			451 (451)		903 (903)	

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校舎敷地	407,539㎡	0㎡	0㎡	407,539㎡				
	その他	154,993㎡	0㎡	0㎡	154,993㎡				
	合 計	562,532㎡	0㎡	0㎡	562,532㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		320,312㎡ (320,312㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	320,312㎡ (320,312㎡)				
講義室等・新設研究科 等の専任教員研究室		講義室 283室	実験・実習室 329室	演習室 208室	新設研究科等の専 任教員研究室 879室	大学全体			
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本		
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点		
	大学全体	2,842,124 [1,413,564] (2,717,849 [1,326,525])	601,686 [590,459] (522,504 [514,013])	134,025 [113,867] (125,025 [104,867])	105,045 [100,876] (96,045 [91,876])	23,979 (23,979)	38 (38)		
	計	2,842,124 [1,413,564] (2,717,849 [1,326,525])	601,686 [590,459] (522,504 [514,013])	134,025 [113,867] (125,025 [104,867])	105,045 [100,876] (96,045 [91,876])	23,979 (23,979)	38 (38)		
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	教員1人当たり 研究費等は、研究 科単位での算 出不能なため、 学部との合計。 共同研究費等は 大学全体の経 費。 図書購入費には 電子ジャーナ ル、データベ ース、その他の経 費（運用コスト を含む）を含 む。
		教員1人当たり研究費等		585千円	585千円	585千円	—	—	
		共同研究費等		145,125千円	145,125千円	145,125千円	—	—	
		図書購入費	655,681千円	655,681千円	655,681千円	655,681千円	—	—	
		設備購入費	501,307千円	501,307千円	501,307千円	501,307千円	—	—	
	学生1人当たり 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
		1,600千円	1,300千円	1,300千円	—	—			
学生納付金以外の維持方法の概要		①手数料収入（入学検定料収入、証明手数料収入等） ②補助金収入（国庫補助金収入等）							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	中央大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率	開設 年度	所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍		
	法学部	4	1,439	—	5,756	—	0.98	昭和29年度	東京都文京区大塚1丁目4-1
	法律学科	4	882	—	3,528	学士 (法学)	0.99	昭和29年度	
	政治学科	4	389	—	1,556	学士 (法学)	0.95	昭和29年度	
	国際企業関係法学科	4	168	—	672	学士 (法学)	1.03	平成5年度	
	経済学部	4	1,062	—	4,248	—	1.08 《(1.04)》	昭和38年度	東京都八王子市東中野742番1
	経済学科	4	467	—	1,868	学士 (経済学)	0.99	昭和38年度	
	経済情報システム学科	4	180	—	720	学士 (経済学)	1.05 《(1.02)》	昭和38年度	
	国際経済学科	4	265	—	1,060	学士 (経済学)	1.12 《(1.09)》	昭和38年度	
	公共・環境経済学科	4	150	—	600	学士 (経済学)	1.28 《(1.25)》	平成5年度	
	商学部	4	1,020	—	4,080	—	1.07 《(1.03)》	昭和38年度	東京都八王子市東中野742番1
	経営学科	4	300	—	1,200	学士 (商学)	1.06 《(1.03)》	昭和38年度	
	会計学科	4	300	—	1,200	学士 (商学)	1.06 《(1.02)》	昭和38年度	
	国際マーケティング学科	4	300	—	1,200	学士 (商学)	1.04	昭和38年度	
金融学科	4	120	—	480	学士 (商学)	1.17 《(1.13)》	平成6年度		

理工学部	4	1,020	-	4,080	-	1.01 《(0.98)》	昭和24年度	東京都文京区春日1丁目13番27号
数学科	4	70	-	280	学士 (理学)	1.09 《(1.07)》	昭和37年度	
物理学科	4	70	-	280	学士 (理学)	1.07 《(1.04)》	昭和37年度	
都市環境学科	4	90	-	360	学士 (工学)	1.00	昭和24年度	
精密機械工学科	4	145	-	580	学士 (工学)	1.02	昭和24年度	
電気電子情報通信工学科	4	135	-	540	学士 (工学)	0.99	昭和24年度	
応用化学科	4	145	-	580	学士 (工学)	0.99	昭和24年度	
ビジネスデータサイエンス学科	4	115	-	460	学士 (工学)	0.96	昭和37年度	
情報工学科	4	100	-	400	学士 (工学)	1.06 《(1.02)》	平成4年度	
生命科学科	4	75	-	300	学士 (理学)	0.97	平成20年度	
人間総合理工学科	4	75	-	300	学士 (工学)	0.94	平成25年度	
文学部	4	990	-	3,960	-	1.05 《(1.02)》	平成18年度	東京都八王子市東中野742番1
人文社会学科	4	990	-	3,960	学士 (文学) 学士 (史学) 学士 (哲学) 学士 (社会学) 学士 (教育学)	1.05 《(1.02)》	平成18年度	
総合政策学部	4	300	-	1,200	-	1.05 《(1.02)》	平成5年度	東京都八王子市東中野742番1
政策科学科	4	150	-	600	学士 (総合政策)	1.05 《(1.03)》	平成5年度	
国際政策文化学科	4	150	-	600	学士 (総合政策)	1.06 《(1.02)》	平成5年度	
国際経営学部	4	300	-	1,200	-	1.04	令和元年度	東京都八王子市東中野742番1
国際経営学科	4	300	-	1,200	学士 (国際経営学)	1.04	令和元年度	
国際情報学部	4	150	-	600	-	1.04	令和元年度	東京都新宿区市谷田町1丁目18番
国際情報学科	4	150	-	600	学士 (国際情報)	1.04	令和元年度	
通信教育部 (法学部通信教育課程)	4	3,000	-	12,000	学士 (法学)	0.33	昭和25年度	東京都八王子市東中野742番1
法学研究科 (博士課程前期課程)	2	73	-	146	-	0.27	昭和26年度	東京都文京区大塚1丁目4-1
公法専攻 (博士課程前期課程)	2	8	-	16	修士 (法学)	0.50	昭和55年度	
民事法専攻 (博士課程前期課程)	2	20	-	40	修士 (法学)	0.32	昭和26年度	
刑事法専攻	2	10	-	20	修士 (法学)	0.75	昭和26年度	

(博士課程前期課程)								
国際企業関係法専攻	2	20	-	40	修士 (法学)	0.02	平成9年度	
(博士課程前期課程)								
政治学専攻	2	15	-	30	修士 (政治学)	0.10	昭和26年度	
(博士課程前期課程)								
法学研究科	3	28	-	84	-	0.54	昭和28年度	東京都文京区大塚1丁目4-1
(博士課程後期課程)								
公法専攻	3	3	-	9	博士 (法学)	1.33	昭和55年度	
(博士課程後期課程)								
民事法専攻	3	7	-	21	博士 (法学)	0.52	昭和28年度	
(博士課程後期課程)								
刑事法専攻	3	5	-	15	博士 (法学)	0.66	昭和28年度	
(博士課程後期課程)								
国際企業関係法専攻	3	10	-	30	博士 (法学)	0.16	平成11年度	
(博士課程後期課程)								
政治学専攻	3	3	-	9	博士 (政治学)	0.88	昭和28年度	
(博士課程後期課程)								
経済学研究科	2	50	-	100	-	0.35	昭和26年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程前期課程)								
経済学専攻	2	50	-	100	修士 (経済学)	0.35	昭和26年度	
(博士課程前期課程)								
経済学研究科	3	10	-	30	-	0.43	昭和36年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程後期課程)								
経済学専攻	3	10	-	30	博士 (経済学)	0.43	昭和36年度	
(博士課程後期課程)					博士 (会計学)			
					博士 (経営学)			
商学研究科	2	25	-	50	-	0.62	昭和26年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程前期課程)								
商学専攻	2	25	-	50	修士 (商学)	0.62	昭和26年度	
(博士課程前期課程)								
商学研究科	3	5	-	15	-	0.86	昭和29年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程後期課程)								
商学専攻	3	5	-	15	博士 (商学)	0.86	昭和29年度	
(博士課程後期課程)					博士 (経営学)			
					博士 (会計学)			
					博士 (経済学)			

					博士 (金融学)			
理工学研究科	2	347	-	694	-	1.04	昭和28年度	東京都文京区春日1丁目13番27号
(博士課程前期課程)								
数学専攻	2	25	-	50	修士 (理学)	0.38	平成3年度	
(博士課程前期課程)								
物理学専攻	2	25	-	50	修士 (理学)	0.90	昭和42年度	
(博士課程前期課程)								
都市人間環境学専攻	2	60	-	120	修士 (工学)	1.02	昭和28年度	
(博士課程前期課程)								
精密工学専攻	2	52	-	104	修士 (工学)	1.35	昭和30年度	
(博士課程前期課程)								
電気電子情報通信工学専攻	2	45	-	90	修士 (工学)	1.33	平成29年度	
(博士課程前期課程)								
応用化学専攻	2	45	-	90	修士 (工学)	1.34	昭和30年度	
(博士課程前期課程)								
ビジネスデータサイエンス専攻	2	30	-	60	修士 (工学)	0.90	平成3年度	
(博士課程前期課程)								
情報工学専攻	2	40	-	80	修士 (工学)	0.86	平成29年度	
(博士課程前期課程)								
生命科学専攻	2	25	-	50	修士 (理学) 修士 (工学)	0.66	平成24年度	
(博士課程前期課程)								
理工学研究科	3	29	-	87	-	0.64	昭和30年度	東京都文京区春日1丁目13番27号
(博士課程後期課程)								
数学専攻	3	3	-	9	博士 (理学)	0.22	平成6年度	
(博士課程後期課程)								
物理学専攻	3	3	-	9	博士 (理学)	0.55	平成3年度	
(博士課程後期課程)								
都市人間環境学専攻	3	5	-	15	博士 (工学)	1.13	昭和30年度	
(博士課程後期課程)								
精密工学専攻	3	3	-	9	博士 (工学)	0.88	昭和39年度	
(博士課程後期課程)								
応用化学専攻	3	3	-	9	博士 (工学)	0.55	昭和39年度	
(博士課程後期課程)								
ビジネスデータサイエンス専攻	3	3	-	9	博士 (工学)	1.00	平成10年度	

(博士課程後期課程)								
生命科学専攻	3	2	-	6	博士 (理学)	0.16	平成24年度	
(博士課程後期課程)					博士 (工学)			
電気・情報系専攻	3	7	-	21	博士 (工学)	0.38	平成29年度	
(博士課程後期課程)								
文学研究科	2	80	-	160	-	0.61	昭和30年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程前期課程)								
国文学専攻	2	10	-	20	修士 (文学)	0.30	昭和31年度	
(博士課程前期課程)								
英文学専攻	2	10	-	20	修士 (文学)	0.25	昭和31年度	
(博士課程前期課程)								
独文学専攻	2	5	-	10	修士 (文学)	0.40	昭和31年度	
(博士課程前期課程)								
仏文学専攻	2	5	-	10	修士 (文学)	0.70	昭和30年度	
(博士課程前期課程)								
中国言語文化専攻	2	5	-	10	修士 (文学)	1.00	平成18年度	
(博士課程前期課程)								
日本史学専攻	2	7	-	14	修士 (史学)	1.71	昭和38年度	
(博士課程前期課程)								
東洋史学専攻	2	5	-	10	修士 (史学)	0.30	昭和38年度	
(博士課程前期課程)								
西洋史学専攻	2	5	-	10	修士 (史学)	0.60	昭和37年度	
(博士課程前期課程)								
哲学専攻	2	5	-	10	修士 (哲学)	0.90	昭和31年度	
(博士課程前期課程)								
社会学専攻	2	5	-	10	修士 (社会学)	0.90	昭和37年度	
(博士課程前期課程)								
社会情報学専攻	2	5	-	10	修士 (社会情報学)	0.60	平成7年度	
(博士課程前期課程)								
教育学専攻	2	5	-	10	修士 (教育学)	0.50	平成4年度	
(博士課程前期課程)								
心理学専攻	2	8	-	16	修士 (心理学)	0.31	平成12年度	
(博士課程前期課程)								

文学研究科 (博士課程後期課程)	3	46	-	138	-	0.44	昭和37年度	東京都八王子市東中野742番1
国文学専攻 (博士課程後期課程)	3	5	-	15	博士 (文学)	0.53	昭和38年度	
英文学専攻 (博士課程後期課程)	3	5	-	15	博士 (文学)	0.13	昭和39年度	
独文学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (文学)	0.22	昭和37年度	
仏文学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (文学)	0.22	昭和37年度	
中国言語文化専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (文学)	0.33	平成20年度	
日本史学専攻 (博士課程後期課程)	3	5	-	15	博士 (史学)	0.93	昭和37年度	
東洋史学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (史学)	0.55	昭和38年度	
西洋史学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (史学)	0.22	平成6年度	
哲学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (哲学)	0.44	昭和37年度	
社会学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (社会学)	1.22	昭和40年度	
社会情報学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (社会情報学)	0.33	平成9年度	
教育学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士 (教育学)	0.22	平成6年度	
心理学専攻 (博士課程後期課程)	3	4	-	12	博士 (心理学)	0.33	平成14年度	
総合政策研究科 (博士課程前期課程)	2	40	-	80	-	0.15	平成9年度	東京都八王子市東中野742番1
総合政策専攻 (博士課程前期課程)	2	40	-	80	修士 (総合政策)	0.15	平成9年度	
総合政策研究科 (博士課程後期課程)	3	10	-	30	-	0.16	平成11年度	東京都八王子市東中野742番1
総合政策専攻 (博士課程後期課程)	3	10	-	30	博士 (総合政策)	0.16	平成11年度	

国際情報研究科 (修士課程)	2	25	-	25	-	0.80	令和5年度	東京都新宿区市谷田町1丁目18番
国際情報専攻 (修士課程)	2	25	-	25	修士 (国際情報)	0.80	令和5年度	
戦略経営研究科 (博士課程後期課程)	3	12	-	36	-	0.25	平成22年度	東京都千代田区神田駿河台3丁目11番5
ビジネス科学専攻 (博士課程後期課程)	3	12	-	36	博士 (経営管理) 博士 (学術)	0.25	平成22年度	
法務研究科 (専門職学位課程)	3	200	-	600	-	0.48	平成16年度	東京都千代田区神田駿河台3丁目11番5
法務専攻 (専門職学位課程)	3	200	-	600	法務博士 (専門職)	0.48	平成16年度	
戦略経営研究科 (専門職学位課程)	2	80	-	160	-	1.02	平成20年度	東京都千代田区神田駿河台3丁目11番5
戦略経営専攻 (専門職学位課程)	2	80	-	160	経営修士 (専門職)	1.02	平成20年度	
附属施設の概要	該当なし							

学校法人中央大学 設置認可等に関する組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
中央大学				中央大学				
法学部				法学部				
法律学科	882	-	3,528	法律学科	882	-	3,528	
政治学科	389	-	1,556	政治学科	389	-	1,556	
国際企業関係法学科	168	-	672	国際企業関係法学科	168	-	672	
経済学部				経済学部				
経済学科	467	-	1,868	経済学科	467	-	1,868	
経済情報システム学科	180	-	720	経済情報システム学科	180	-	720	
国際経済学科	265	-	1,060	国際経済学科	265	-	1,060	
公共・環境経済学科	150	-	600	公共・環境経済学科	150	-	600	
商学部				商学部				
経営学科	300	-	1,200	経営学科	300	-	1,200	
会計学科	300	-	1,200	会計学科	300	-	1,200	
国際マーケティング学科	300	-	1,200	国際マーケティング学科	300	-	1,200	
金融学科	120	-	480	金融学科	120	-	480	
理工学部				理工学部				
数学科	70	-	280	数学科	70	-	280	
物理学科	70	-	280	物理学科	70	-	280	
都市環境学科	90	-	360	都市環境学科	90	-	360	
精密機械工学科	145	-	580	精密機械工学科	145	-	580	
電気電子情報通信工学科	135	-	540	電気電子情報通信工学科	135	-	540	
応用化学学科	145	-	580	応用化学学科	145	-	580	
ビジネスデータサイエンス学科	115	-	460	ビジネスデータサイエンス学科	115	-	460	
情報工学科	100	-	400	情報工学科	100	-	400	
生命科学学科	75	-	300	生命科学学科	75	-	300	
人間総合理工学科	75	-	300	人間総合理工学科	75	-	300	
文学部				文学部				
人文社会学科	990	-	3,960	人文社会学科	990	-	3,960	
総合政策学部				総合政策学部				
政策科学科	150	-	600	政策科学科	150	-	600	
国際政策文化学科	150	-	600	国際政策文化学科	150	-	600	
国際経営学部				国際経営学部				
国際経営学科	300	-	1,200	国際経営学科	300	-	1,200	
国際情報学部				国際情報学部				
国際情報学科	150	-	600	国際情報学科	150	-	600	
通信教育部	3,000	-	12,000	通信教育部	3,000	-	12,000	
(法学部通信教育課程)				(法学部通信教育課程)				
計	9,281	-	37,124	計	9,281	-	37,124	
中央大学大学院				中央大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
公法専攻(M)	8	-	16	公法専攻(M)	8	-	16	
民法法専攻(M)	20	-	40	民法法専攻(M)	20	-	40	
刑事法専攻(M)	10	-	20	刑事法専攻(M)	10	-	20	
国際企業関係法専攻(M)	20	-	40	国際企業関係法専攻(M)	20	-	40	
政治学専攻(M)	15	-	30	政治学専攻(M)	15	-	30	
公法専攻(D)	3	-	9	公法専攻(D)	3	-	9	
民法法専攻(D)	7	-	21	民法法専攻(D)	7	-	21	
刑事法専攻(D)	5	-	15	刑事法専攻(D)	5	-	15	
国際企業関係法専攻(D)	10	-	30	国際企業関係法専攻(D)	10	-	30	
政治学専攻(D)	3	-	9	政治学専攻(D)	3	-	9	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻(M)	50	-	100	経済学専攻(M)	50	-	100	
経済学専攻(D)	10	-	30	経済学専攻(D)	10	-	30	
商学研究科				商学研究科				
商学専攻(M)	25	-	50	商学専攻(M)	25	-	50	
商学専攻(D)	5	-	15	商学専攻(D)	5	-	15	
理工学研究科				理工学研究科				
数学専攻(M)	25	-	50	数学専攻(M)	25	-	50	
物理学専攻(M)	25	-	50	物理学専攻(M)	25	-	50	
都市人間環境学専攻(M)	60	-	120	都市人間環境学専攻(M)	60	-	120	
精密工学専攻(M)	52	-	104	精密工学専攻(M)	52	-	104	
電気電子情報通信工学専攻(M)	45	-	90	電気電子情報通信工学専攻(M)	45	-	90	
応用化学専攻(M)	45	-	90	応用化学専攻(M)	45	-	90	
ビジネスデータサイエンス専攻(M)	30	-	60	ビジネスデータサイエンス専攻(M)	30	-	60	
情報工学専攻(M)	40	-	80	情報工学専攻(M)	40	-	80	
生命科学専攻(M)	25	-	50	生命科学専攻(M)	25	-	50	
数学専攻(D)	3	-	9	数学専攻(D)	3	-	9	
物理学専攻(D)	3	-	9	物理学専攻(D)	3	-	9	
都市人間環境学専攻(D)	5	-	15	都市人間環境学専攻(D)	5	-	15	
精密工学専攻(D)	3	-	9	精密工学専攻(D)	3	-	9	
応用化学専攻(D)	3	-	9	応用化学専攻(D)	3	-	9	
ビジネスデータサイエンス専攻(D)	3	-	9	ビジネスデータサイエンス専攻(D)	3	-	9	
生命科学専攻(D)	2	-	6	生命科学専攻(D)	2	-	6	
電気・情報系専攻(D)	7	-	21	電気・情報系専攻(D)	7	-	21	
文学研究科				文学研究科				
国文学専攻(M)	10	-	20	国文学専攻(M)	10	-	20	
英文学専攻(M)	10	-	20	英文学専攻(M)	10	-	20	
独文学専攻(M)	5	-	10	独文学専攻(M)	5	-	10	
仏文学専攻(M)	5	-	10	仏文学専攻(M)	5	-	10	
中国言語文化専攻(M)	5	-	10	中国言語文化専攻(M)	5	-	10	
日本史学専攻(M)	7	-	14	日本史学専攻(M)	7	-	14	
東洋史学専攻(M)	5	-	10	東洋史学専攻(M)	5	-	10	
西洋史学専攻(M)	5	-	10	西洋史学専攻(M)	5	-	10	
哲学専攻(M)	5	-	10	哲学専攻(M)	5	-	10	
社会学専攻(M)	5	-	10	社会学専攻(M)	5	-	10	
社会情報学専攻(M)	5	-	10	社会情報学専攻(M)	5	-	10	
教育学専攻(M)	5	-	10	教育学専攻(M)	5	-	10	
心理学専攻(M)	8	-	16	心理学専攻(M)	8	-	16	
国文学専攻(D)	5	-	15	国文学専攻(D)	5	-	15	
英文学専攻(D)	5	-	15	英文学専攻(D)	5	-	15	
独文学専攻(D)	3	-	9	独文学専攻(D)	3	-	9	
仏文学専攻(D)	3	-	9	仏文学専攻(D)	3	-	9	
中国言語文化専攻(D)	3	-	9	中国言語文化専攻(D)	3	-	9	
日本史学専攻(D)	5	-	15	日本史学専攻(D)	5	-	15	
東洋史学専攻(D)	3	-	9	東洋史学専攻(D)	3	-	9	
西洋史学専攻(D)	3	-	9	西洋史学専攻(D)	3	-	9	
哲学専攻(D)	3	-	9	哲学専攻(D)	3	-	9	
社会学専攻(D)	3	-	9	社会学専攻(D)	3	-	9	
社会情報学専攻(D)	3	-	9	社会情報学専攻(D)	3	-	9	
教育学専攻(D)	3	-	9	教育学専攻(D)	3	-	9	
心理学専攻(D)	4	-	12	心理学専攻(D)	4	-	12	
総合政策研究科				総合政策研究科				
総合政策専攻(M)	40	-	80	総合政策専攻(M)	40	-	80	
総合政策専攻(D)	10	-	30	総合政策専攻(D)	10	-	30	
国際情報研究科				国際情報研究科				
国際情報専攻(M)	25	-	50	国際情報専攻(M)	25	-	50	
法務研究科				法務研究科				
法務専攻(P)	200	-	600	法務専攻(P)	160	-	480	定員変更(△40)
戦略経営研究科				戦略経営研究科				
戦略経営専攻(P)	80	-	160	戦略経営専攻(P)	80	-	160	
ビジネス科学専攻(D)	12	-	36	ビジネス科学専攻(D)	12	-	36	
計	1,060	-	2,460	計	1,020	-	2,340	

都道府県内における位置関係

東京都

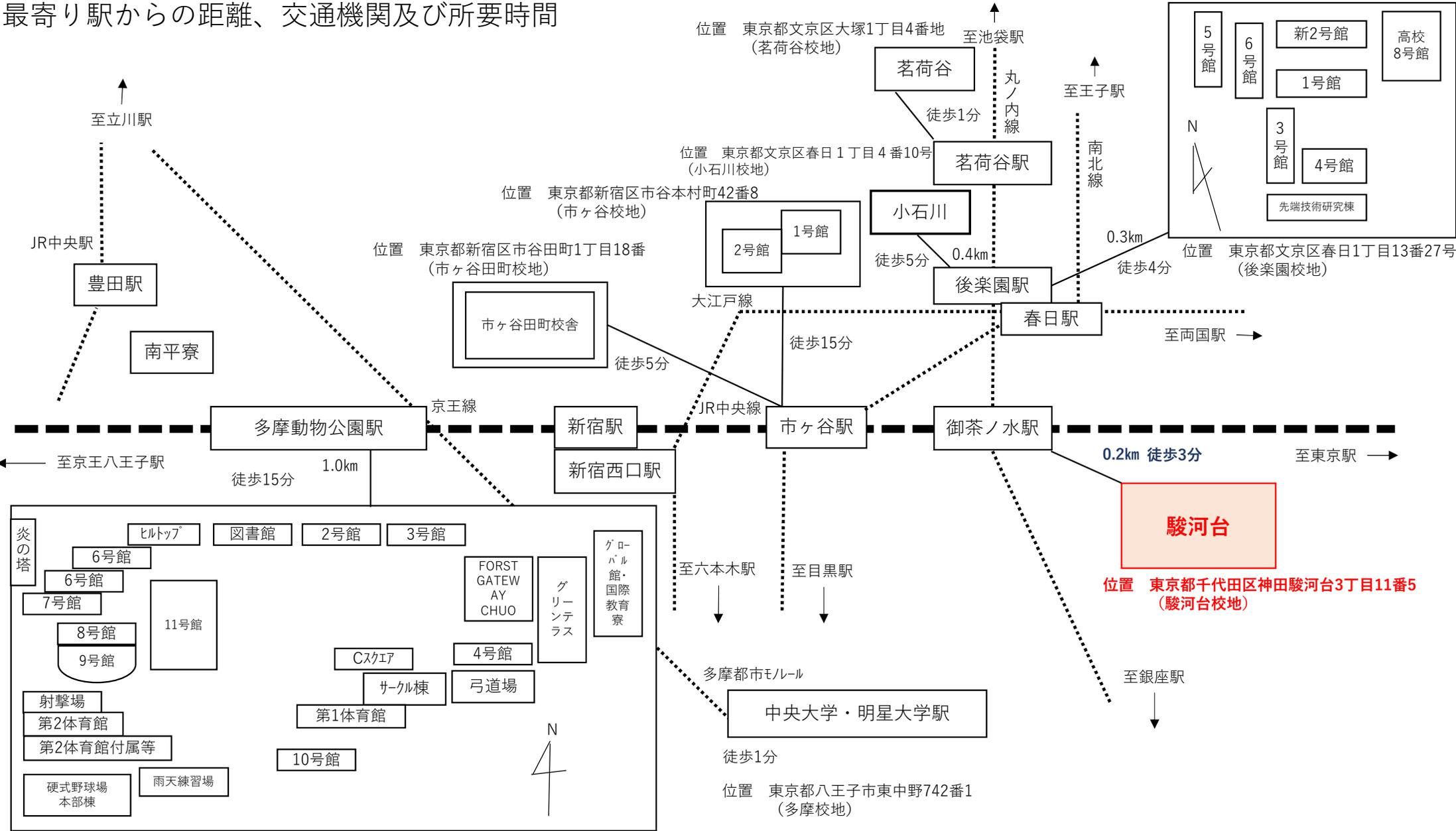


東京都中心部

0 10km

1:108,900

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間



学則

中央大学専門職大学院学則

(規程第千八百号)

目次

第一章	総則(第一条—第八条)
第二章	運営の機関及び教職員(第九条—第十八条)
第三章	学年、学期及び休業日(第十九条—第二十一条)
第四章	入学(第二十二条—第二十八条)
第五章	削除
第六章	法務研究科の教育課程
第一節	修業年限及び在学できる年数(第五十二条・第五十三条)
第二節	履修方法等(第五十四条—第六十条)
第三節	試験及び成績(第六十一条—第六十三条)
第四節	修了及び学位(第六十四条・第六十五条)
第五節	留学、休学、退学、除籍、再入学等(第六十六条—第七十四条)
第六節	法学既修者(第七十五条—第七十七条)
第七章	戦略経営研究科の教育課程
第一節	修業年限及び在学できる年数(第七十八条・第七十九条)
第二節	戦略経営専攻
第一款	履修方法等(第八十条—第八十八条)
第二款	試験及び成績(第八十九条—第九十一条)
第三款	修了及び学位(第九十二条—第九十四条)
第三節	ビジネス科学専攻
第一款	履修方法等(第九十四条の二)
第二款	学位(第九十四条の三)
第四節	留学、休学、退学、除籍、再入学等(第九十五条—第一百三条の二)
第八章	奨学制度(第一百四条)
第九章	学費等(第一百五—第一百八条)
第十章	他の大学院との交流(第一百九条・第一百十条)
第十一章	委託生、科目等履修生及び聴講生(第一百一—第一百十三条)
第十二章	外国人留学生等(第一百四条)
第十三章	学生の責務及び賞罰(第一百五—第一百八条)
第十四章	施設及び設備(第一百九条・第一百二十条)
第十五章	改正(第二百一条)
第十六章	雑則(第二百二条)
附則	

第一章 総則

(この学則の目的)

第一条 この学則は、中央大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第四条の四第二項に基づき、専門職学位課程を置く研究科(以下「専門職大学院」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 削除

(研究科及び専攻)

第三条 専門職大学院の各研究科の専攻及び課程並びに学生定員は、別表第一に定める。

(研究科の教育研究上の目的等)

第四条 専門職大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法務研究科 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。
- 二 戦略経営研究科 組織の戦略経営に関連する分野(以下「戦略経営分野」という。)における深い学識及び卓越した能力を培うとともに、専攻分野における教育・研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材の養成を目的とする。
- イ 戦略経営専攻 学術的な研究に基づいた理論と実践の教育・研究を行い、高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルの養成を行うことを目的とする。
- ロ ビジネス科学専攻 現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする。

第五条 削除

(自己評価等)

第六条 専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価の実施並びにその結果の公表に関する事項は、研究科教授会が別に定める。

(アドバイザーボード)

第七条 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、各研究科に教育課程連携協議会を置き、その名称をアドバイザーボードとする。

2 アドバイザーボードは、次に掲げる事項について審議し、学長又は当該研究科の研究科長に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

3 アドバイザーボードの構成その他運営に関する事項は、各研究科教授会が別に定める。

(第三者評価)

第八条 専門職大学院は、前二条に定めるもののほか、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、別に定めるところにより、一定の期間ごとに、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

第二章 運営の機関及び教職員

(研究科長)

第九条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

3 研究科長は、当該研究科教授会において互選する。

4 研究科長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究科長補佐)

第十条 研究科長の業務を補佐するために、研究科長補佐を置く。

2 研究科長補佐に関する細目は、別に定める。

(研究科長会議)

第十一条 各研究科に共通する事項を連絡協議するため、研究科長会議を開催することができる。

(研究科教授会)

第十二条 各研究科に、研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

第十三条 研究科教授会は、当該研究科の専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。この場合において、教授会を組織する助教の範囲は、当該研究科が定めるところによる。

2 前項に定める専任の教員を教授会員という。

(研究科教授会の招集)

第十四条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、教授会員の互選によって、その代行者を定める。

3 学長は、研究科教授会に出席して、意見を述べることができる。

(研究科教授会の審議)

第十五条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了に関すること

二 学位授与の要件に関すること

イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定

ロ 戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査

三 学位の授与に関すること

四 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べることができる。

3 研究科教授会は、教授会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

4 第一項に定める事項を議決するには、出席教授会員の過半数の同意がなければならない。

5 前項の規定に関わらず、学位授与の要件及び学位の授与に関する事項並びに教員の人事に関する事項を議決するには、出席教授会員の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、教員の人事に関する事項のうち、兼任教員の人事については、前項本文の規定を適用することができる。

6 研究科教授会の議事は、議事録に記録し、研究科長がこれを保管する。

(運営委員会)

第十六条 研究科教授会の円滑な審議に資するために、各研究科教授会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科長補佐
 - 三 研究科教授会で互選する者 各研究科教授会で定める人数
- 3 運営委員会の運営その他必要な事項に関しては、各研究科教授会において別に定める。
(教員)

第十七条 専門職大学院に専任の教授、准教授及び助教を置く。

- 2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
- 3 専門職大学院に兼任の教員を置くことができる。
- 4 前三項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。
(事務職員)

第十八条 専門職大学院に、事務部長のほか、必要な事務職員を置く。

第三章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第十九条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 学年は二期に分け、次の各号のとおりとする。
 - 一 前期 四月一日から九月二十日まで
 - 二 後期 九月二十一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第二十条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - 三 本大学の創立記念日 七月八日
 - 四 夏季休業 七月二十一日から九月二十日まで
 - 五 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで
 - 六 春季休業 翌年二月十五日から三月三十一日まで
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、戦略経営研究科においては、日曜日に授業を行うものとする。
 - 3 休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。

(休業期間中の授業)

第二十一条 特別の必要があるときは、休業期間中でも、授業を行うことができる。

第四章 入学

(入学の時期)

第二十二条 入学の時期は、前期又は後期の学期の始めとする。ただし、研究科教授会の定めるところにより前期の学期の始めに限ることができる。

(入学の資格)

第二十三条 法務研究科、戦略経営研究科戦略経営専攻に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと専門職大学院が認めた者
 - 九 専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの
- 2 戦略経営研究科ビジネス科学専攻に入学する資格のある者は、大学院学則第二十条第二項を適用する。この場合におい

て、「本大学院」とあるのは、「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(入学者の選抜)

第二十四条 入学を志願する者は、入学の選抜を受けなければならない。

2 入学の選抜は、研究科教授会が定めるところにより、試験又は選考の方法により、学力及び人物の判定に基づいて行う。

(入学の志願)

第二十五条 入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学の手続)

第二十六条 入学の選抜に合格した者は、入学の手続をすることができる。

2 入学の手続をする者は、保証人連署の誓約書その他必要な入学書類に学費を添えて、手続をしなければならない。

(保証人)

第二十七条 保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

3 学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(学生証)

第二十八条 入学の手続を終えた者には、学生証を交付する。

第五章 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十一条の二 削除

第三十二条 削除

第三十三条 削除

第三十四条 削除

第三十五条 削除

第三十五条の二 削除

第三十六条 削除

第三十七条 削除

第三十八条 削除

第三十九条 削除

第四十条 削除

第四十一条 削除

第四十一条の二 削除

第四十二条 削除

第四十三条 削除

第四十四条 削除

第四十五条 削除

第四十六条 削除

第四十七条 削除

第四十八条 削除

第四十九条 削除

第五十条 削除

第五十一条 削除

第六章 法務研究科の教育課程

第一節 修業年限及び在学できる年数

(修業年限)

第五十二条 法務研究科（以下この章において「法科大学院」という。）の課程の標準修業年限は、三年とする。

(在学できる年数)

第五十三条 法科大学院に在学できる年数は、通算して五年を限度とする。

2 留学の期間は、在学できる年数に算入する。ただし、留学の期間が二年を超える場合は、研究科教授会の議を経て前項の在学できる年数を一年を限度に延長することができる。

第二節 履修方法等

(授業科目)

第五十四条 法科大学院の授業は、講義、演習及び実習によって行うものとする。

2 前項の場合において、法律分野等に関する実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法を用いるものとする。

3 第一項に規定する授業は、研究科教授会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

(教育方法の特例)

第五十五条 研究科教授会は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(必要単位数、授業科目及び履修方法)

第五十六条 法科大学院の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

2 前項の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、研究科教授会が別に定める。

(履修の手続)

第五十七条 学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。

(単位の授与・進級の判定)

第五十八条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、研究科教授会の議を経て、所定の単位を与えるものとする。

この場合において、進級の判定に係る単位授与の要件は研究科教授会が別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第五十九条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科教授会の定めるところにより法科大学院以外の本大学院研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、法科大学院の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第六十条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院（本大学大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。））において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後の法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、法科大学院において修得した単位以外のものについては、三十単位を超えないものとし、かつ、前条第一項及び第二項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める学生については、四十六単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第三節 試験及び成績

(試験の方法・時期)

第六十一条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第六十二条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第六十三条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第四節 修了及び学位

(修了の要件)

第六十四条 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に三年以上在学し、研究科教授会が別に定める基準に則り評価された成績をもって、所定の単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会は、第六十条第一項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二百一条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位)

第六十五条 法科大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

2 前項により学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第五節 留学、休学、退学、除籍、再入学等

(留学)

第六十六条 本大学の定めに従って、外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した場合の在学できる年数及び修得した単位の認定に関するもののほか、留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

(休学)

第六十七条 病気その他やむを得ない事由によって一カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

3 休学の期間は、第五十三条に定める在学できる年数に算入する。

(休学できる期間)

第六十八条 休学の期間は、休学の許可を受けた日から、休学の許可を受けた日が属する学期の末日までとする。

(再休学)

第六十九条 前条の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学期の四月十五日又は十月五日までに提出し、許可を受けて引き続き学期毎に休学することができる。

(休学の期間)

第七十条 休学の期間は、通算して二年を超えることはできない。

(転学)

第七十一条 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて法科大学院に転学を志願したときは、学期の始めに限り、試験又は選考のうえ、入学を許可することができる。

2 法科大学院学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

(退学)

第七十二条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

(除籍)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

一 新生で、指定された期限までに履修届を提出しない者、その他法科大学院において修学する意志がないと認められる者

二 成績不良で成業の見込みがない者

三 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者

四 在学できる年数を超える者

2 前項第二号及び第三号の規定による除籍の手続については、別に定める。

(再入学)

第七十四条 第七十二条の規定により退学した者、第百十八条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、退学又は除籍された日の翌日から二年以内で、かつ、第十九条第二項に定める学期の始めに限り再入学の許可を受けることができる。

2 再入学した者が、退学又は除籍された場合は、再度入学することは許可しない。

3 第一項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して五年とする。

4 第百十八条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省があると認められたときでなければ許可しない。

第六節 法学既修者

(法学既修者)

第七十五条 研究科教授会は、別に定める方法により、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者を法学既修者として認定する。

(在学期間の短縮等)

第七十六条 研究科教授会は、法学既修者については、第六十四条に規定する在学期間については一年間在学し、同条に規定する単位については二十九単位を修得したものとみなす。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項及び第二項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める学生については、四十六単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(在学できる年数)

第七十七条 法学既修者の在学できる年数は、第五十三条第一項の規定にかかわらず、通算して四年を限度とする。

- 2 第五十三条第二項の規定は、法学既修者にも適用する。
- 3 法学既修者が第七十四条第一項の規定により再入学した場合の在学できる年数は、第七十四条第三項の規定にかかわらず、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して四年を限度とする。

第七章 戦略経営研究科の教育課程

第一節 修業年限及び在学できる年数

(修業年限)

第七十八条 戦略経営研究科の標準修業年限は、専攻ごとに次の各号に定めるところによる。

- 一 戦略経営専攻 二年
 - 二 ビジネス科学専攻 三年
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、研究科教授会は、教育上の必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

(在学できる年数)

第七十九条 戦略経営研究科に在学できる年数は、通算して次の各号に掲げる年数を限度とする。

- 一 戦略経営専攻 四年
 - 二 ビジネス科学専攻 六年
- 2 前項の規定は、留学した者にも適用する。

第二節 戦略経営専攻

第一款 履修方法等

(授業の方法)

第八十条 戦略経営研究科戦略経営専攻の授業は、講義、演習及び実習によって行うものとする。

- 2 前項の場合において、戦略経営分野に関する実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法を用いるものとする。
- 3 第一項に規定する授業は、研究科教授会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

(他研究科等における指導)

第八十一条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は大学院若しくは研究所等において、必要な指導を受けることを許可することができる。

- 2 前項により指導を受けることのできる期間は、一年以内とする。

(教育方法の特例)

第八十二条 研究科教授会は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(必要単位数、授業科目及び履修方法)

第八十三条 戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

- 2 前項の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、研究科教授会が別に定める。

(履修の手続)

第八十四条 学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。

(単位の授与)

第八十五条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価（以下「試験」という。）に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第八十六条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科教授会の定めるところにより戦略経営研究科以外の中央大学に設置する大学院（以下「本大学大学院」という。）研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えない範囲で、研究科教授会の定めるところにより、戦略経営研究科戦略経営専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第八十七条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が戦略経営研究科戦略経営専攻（以下本条、次条及び第九十三条において「本専攻」という。）に入学する前に本専攻において履修した授業科目について修得した単位を、本専攻に入学した後の本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、本専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第一項及び前条第二項の規定により、本専攻により修得したものとみなす単位数と合算して修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えないものと

する。

(大学院等における既修得単位の認定)

第八十八条 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院（本専攻以外の本大学大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。））その他研究・教育機関において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会の定めるところにより、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、本専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第八十六条第一項及び同条第二項並びに前条の規定により、本専攻により修得したものとみなす単位数と合算して修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えないものとする。

第二款 試験及び成績

(試験の方法・時期)

第八十九条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第九十条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第九十一条 試験の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第三款 修了及び学位

(修了の要件)

第九十二条 戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了の要件は、第七十八条に定める標準修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得することとする。

(在学期間の短縮)

第九十三条 研究科教授会は、第八十七条及び第八十八条の規定により本専攻に入学する前に修得した単位を本専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得した期間その他を勘案して本専攻の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本専攻に一年以上在学するものとする。

(学位)

第九十四条 戦略経営研究科戦略経営専攻の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

経営修士（専門職）

2 前項により学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第三節 ビジネス科学専攻

第一款 履修方法等

(履修方法等)

第九十四条の二 戦略経営研究科ビジネス科学専攻の履修方法その他修了要件等に関しては、大学院学則第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項、第五項及び第六項を適用する。この場合において、「本大学院」とあるのは、「戦略経営研究科ビジネス科学専攻」と、「研究科委員会」とあるのは、「研究科教授会」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、戦略経営研究科ビジネス科学専攻の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

第二款 学位

(学位)

第九十四条の三 戦略経営研究科ビジネス科学専攻の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

博士（経営管理）

博士（学術）

2 前項により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときの取扱いについては、第九十四条第二項を準用する。

第四節 留学、休学、退学、除籍、再入学等

(留学)

第九十五条 本大学の定めに従って、外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した場合の在学できる年数及び修得した単位の認定に関するもののほか、留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

(休学)

第九十六条 病気その他やむを得ない事由によって二カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

3 休学の期間は、第七十九条に定める在学できる年数に算入する。

(休学できる期間)

第九十七条 休学の期間は、休学の許可を受けた日から、休学の許可を受けた日が属する学期の末日までとする。

(再休学)

第九十八条 前条の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学期の四月十五日又は十月五日までに提出し、許可を受けて引き続き学期毎に休学することができる。

(休学の期間)

第九十九条 休学の期間は、通算して二年を超えることはできない。

(転学)

第一百条 他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて戦略経営研究科に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 戦略経営研究科学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

(退学)

第一百一条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

(除籍)

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

一 新入生で、指定された期限までに履修届を提出しない者、その他戦略経営研究科において修学する意旨がないと認められる者

二 成績不良で成業の見込みがない者

三 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者

四 在学できる年数を超える者

2 前項第三号の規定による除籍の手続については、別に定める。

(再入学)

第一百三条 第一百一条の規定により退学した者、第一百八条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定（第四号の規定を除く。）により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、第十九条第二項に定める学期の始めに再入学の許可を受けることができる。

2 再入学した者が、退学又は除籍された場合は、再度入学することは許可しない。

3 第一項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して四年とする。

4 第一百八条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省があると認められたときでなければ許可しない。
(戦略経営研究科ビジネス科学専攻の留学等)

第一百三条の二 戦略経営研究科ビジネス科学専攻における留学、休学、転学、退学、懲戒、除籍、再入学については、大学院学則第二十五条の二から第三十二条までを適用する。この場合において、「本大学院」とあるのは、「戦略経営研究科ビジネス科学専攻」と読み替えるものとする。

2 前項の留学の場合において、許可を得て留学した者が、外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、四単位を超えない範囲で、本専攻において修得したものとみなす。

第八章 奨学制度

(奨学)

第一百四条 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は研究能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3 奨学の方法については、別に定める。

第九章 学費等

(入学検定料)

第一百五条 入学を志願する者は、別表第三に掲げる入学検定料を納めなければならない。

2 再入学を志願する者については、前項に定める入学検定料を免除する。

(学費)

第一百六条 学費は、次のとおりとし、納入額は、別表第四に掲げるとおりとする。

一 入学金

二 在学料

三 施設設備費

2 学費の減免措置については、別に定める。

(特殊学費)

第百六条の二 再入学その他特殊な場合の学費については、別表第四の二に掲げるとおりとする。

2 前項の規定は、戦略経営研究科ビジネス科学専攻については適用しない。

(納期)

第百七条 入学金は、入学手続時に全納しなければならない。

2 在学料及び施設設備費は、別表第四に従い二期に分納するものとし、納入期限は次の各号のとおりとする。

一 前期 四月二十五日まで

二 後期 十月二十五日まで

(論文審査手数料)

第百七条の二 戦略経営研究科ビジネス科学専攻の博士学位論文の審査手数料については、大学院学則第五十三条を適用する。

(学費の返還制限)

第百八条 納入した学費等は、返還しない。

第十章 他の大学院との交流

(他の大学院との交流)

第百九条 専門職大学院は、教育研究上有益であると認めるときは、他の大学院（第四項の規定を除き、以下「交流・協力校」という。）との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2 交流・協力校の認定その他交流に関する重要事項については、研究科教授会の議を経なければならない。

3 前項に定める事項の議決については、第十五条第四項本文の規定を準用する。

4 他の大学院との交流に関し必要な細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第百十条 専門職大学院は、交流・協力校から委託があったときは、交流・協力校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、専門職大学院の特定の講義科目について聴講を認めることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な細則は、別に定める。

第十一章 委託生、科目等履修生及び聴講生

(委託生)

第百十一条 専門職大学院は、官公庁、外国政府等から委託があったときは、その者を委託生として、第二十三条の規定にかかわらず、入学を許可することができる。

2 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受けて合格した者には、証明書を交付する。

4 委託生に関し必要な細則は、別に定める。

(科目等履修生)

第百十二条 専門職大学院は、本大学大学院の学生以外の者が、専門職大学院の正規の単位を修得することを目的として別表第五に定める審査料を添えて、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、研究科教授会で審査のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生として許可された者は、別表第六に定める科目等履修費（登録手数料、科目履修料）を納めなければならない。

3 科目等履修生に関する細目は、別に定める。

(聴講生)

第百十三条 専門職大学院の特定の講義科目について聴講を願い出た者については、教育研究に支障のない場合に限り、審査のうえ、これを許可することがある。

2 聴講生として許可された者は、別表第七に定める聴講費（審査料、聴講料）を納めなければならない。

3 聴講生に関する細目は、別に定める。

第十二章 外国人留学生等

(外国人留学生等)

第百十四条 外国人留学生等の受入れについては、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第十三章 学生の責務及び賞罰

(学生の守るべき事項)

第百十五条 学生は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 登校するときは、必ず学生証（科目等履修生証及び聴講生証を含む。）を携帯し、教職員から学生証の提示を求められた場合には、これを提示すること。
- 二 教育研究に支障を及ぼし、又は他の者の個人の尊厳若しくは人格を侵害するような言動をしないこと。
- 三 その他学生としての本分に反しないこと。

（変更届）

第一百十六条 学生は、その氏名又は居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

（表彰）

第一百十七条 学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

（懲戒）

第一百十八条 学則に違反し、その他不都合な行為のあった学生に対しては、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由がなくて出席の常でない者
- 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項に定める訓告、停学又は退学の処分は、学長が別に定めるところにより行うものとする。

第十四章 施設及び設備

（講義室等）

第一百十九条 専門職大学院には、その教育研究に必要な講義室、演習室及び研究室等を備えるものとする。

2 専門職大学院の教育研究のために本大学の学部、研究科、附属の研究所・センター等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

（図書及び学術雑誌）

第一百二十条 本大学附属の図書館に、専門職大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

第十五章 改正

（改正）

第一百二十一条 この学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第十六章 雑則

（施行の細目）

第一百二十二条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他この執行について必要な細目は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行後、最初に就任する研究科長の任期は、第七条第四項の規定にかかわらず、平成十五年十月三十一日までとする。

附 則（規程第千八百三十八号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百三十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則は平成十五年度以降の入学生から適用し、平成十四年度の入学生については、この学則施行の日から二年間は、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が別に定めるところにより、平成十四年度の入学生について、改正後の学則を適用することができる。

附 則（規程第千九百四十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成十五年度以降の入学生から適用し、平成十四年度の入学生については、この学則施行の日から二年間は、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成十四年九月入学生の授業科目の年次配当については、この学則による改正後の当該授業科の年次配当によるものとする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、中央大学専門大学院学則の一部を改正する学則（規程第千九百三十七号）附則第三項に基づき、研究科教授会が別に定めるところにより、改正後の専門職大学院学則を適用することとなった平成十四年度の入学生については、この学則による改正後の別表第一を適用する。

附 則（規程第千九百四十六号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。
 - 3 第八条の規定にかかわらず、専門職大学院の課程に係る分野について第三者評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合の第三者評価については、この限りでない。
 - 4 この学則施行後、最初に就任する法務研究科長の任期は、第九条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十七年十月三十一日までとする。

附 則（規程第二千十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この学則による改正後の第三十一条から第三十一条の四まで及び第四十条から第四十一条の六までの規定並びに別表第三は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。
「民法概論」、「企業法概論」、「特別講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「特別講義Ⅲ」、「特別講義Ⅳ」、「特別講義Ⅴ」、「特別講義Ⅵ」
 - 4 第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者については、この限りでない。
「ファイナンスのための計量分析入門（統計）」、「循環型社会論」、「会計情報開示論」、「グローバル・マーケティング論」、「企業統治とコンプライアンス」、「国際課税とコーポレートファイナンス」、「財務リスク管理のためのポートフォリオとオプション基礎理論」

附 則（規程第二千八十八号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成十七年度以降の入学生から適用し、平成十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。
「経済学」、「マネジメント・セオリー」、「管理会計論」、「財務会計論の理論と実践」、「監査論の理論と実践」、「管理会計論の理論と実践」、「計算演習特論（簿記・原価計算）」、「特別講義Ⅶ」、「特別講義Ⅷ」、「特別講義Ⅸ」、「特別講義Ⅹ」、「特別講義Ⅺ」、「特別講義Ⅻ」
 - 4 第二項の規定にかかわらず、「特別講義Ⅰ」については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第二に基づいて「特別講義Ⅰ」の単位を修得している者については、この限りでない。
 - 5 この学則による改正後の別表第三は、平成十七年度入学者の選抜から適用する。

附 則（規程第二千二百二十号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この学則による改正後の第三十一条から第三十一条の三まで、第三十六条及び第四十一条から第四十二条までの規定並びに別表第一及び別表第二は、平成十八年度以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。
「リーダーシップと人材マネジメント」
 - 4 第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第二に基づいて改正後の授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者の当該授業科目については、この限りでない。
「ビジネスアカウンティングⅡ」、「経済学入門」、「会计学入門」、「国際財務報告基準詳論」、「組織分析とコミュニケーション戦略」、「比較経営論」、「特別講義ⅫⅢ」及び「特別講義ⅫⅣ」

附 則（規程第二千百三十五号）

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千百七十号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千百八十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第五十九条、第六十条及び第七十六条の規定は、平成十九年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。以下同じ。）及び平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年四月一日入学の法学既修者及び平成十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、「特別講義XV」、「特別講義XVI」及び「監査における職業倫理と品質管理」については、平成十八年度以前の入学生にも適用する。
- 5 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成十八年四月一日入学の法学未修者及び平成十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成十八年四月一日入学の法学既修者及び平成十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、平成十八年四月一日入学の法学未修者及び平成十九年四月一日入学の法学既修者については、法律基本科目群中「人権の司法的救済」（三単位）は「統治の基本構造」（二単位）と、「行政活動の法的統制」は「基本的人権の基礎」と、「一単位必修」は「一〇単位必修」と、「商法I」（二単位）及び「商法II」（二単位）は、「商法」（四単位）と、「五六単位必修」は「五五単位必修」とし、実務基礎科目群中「法情報調査」は一単位必修と、「六単位必修」は「七単位必修」と、「四単位必修」は「三単位必修」とし、基礎法学・外国法科目群中「Foreign Law Seminar」、「Study Abroad Program I」及び「Study Abroad Program II」は二・三年次配当とし、展開・先端科目群中「テーマ演習I」及び「テーマ演習II」は二・三年次配当と、「二四単位必修」は「二八単位必修」とし、履修方法の欄中「九六単位必修」は「九九単位必修」とし、備考一中「一年次三十六単位」は「一年次三十四単位」と、「三年次四十二単位」は「三年次四十単位」とする。

附 則（規程第二千百九十九号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則施行後、最初に就任する戦略経営研究科長の任期は、第九条第四項の規定にかかわらず、平成二十一年十月三十一日までとする。

附 則（規程第二千二百十四号）

この学則は、平成十九年七月九日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第十五条、第三十一条、第三十一条の二、第三十六条、第四十一条、第四十一条の二、第五十八条、第六十三条の規定及び別表第二の第一の国際会計研究科国際会計・ファイナンスコース及び会計専門職コースの表は、平成二十年度以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、「特別講義XVII」、「特別講義XVIII」については、平成十九年度以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千二百四十二号）

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百九十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科国際会計・ファイナンスコースの表は、平成二十一年度以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、「特別講義XIX」、「特別講義XX」については、平成二十年度以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千三百六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第四十二条、別表第一及び別表第二は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千三百二十九号)

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千三百三十七号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十二年度以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成二十二年度以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、「証券ファイナンス入門」、「マーケティング特別研究」、「管理会計論」については、平成二十一年度以前の入学生にも適用する。

附 則 (規程第二千三百五十号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千四百三号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成二十四年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十三年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十三年度以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、「特別講義XXI」、「特別講義XXII」、「English Writing and Presentation」については、平成二十二年度以前の入学生にも適用する。

5 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十三年四月一日入学の法学未修者(法学既修者でない者をいう。)及び平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年四月一日入学の法学既修者及び平成二十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

6 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成二十三年度以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、「コーチング」については、平成二十二年度以前の入学生にも適用する。

附 則 (規程第二千四百三十九号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十四年度以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、「English for Business」については、平成二十三年度以前の入学生にも適用する。

4 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成二十四年度以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千五百四号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第五十九条第一項及び第六十条第二項の規定は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成二十六年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十五年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十五年度以降の入学生から適用し、平成二十

四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、「コーポレート・ファイナンス入門」、「リアル・オプション分析」、「English for Business II (Pre-Intermediate)」、「English for Business I (Intermediate)」、「English for Business II (Intermediate)」については、平成二十四年度以前の入学生にも適用する。

6 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十五年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成二十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十五年四月一日入学の法学既修者及び平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百四十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十六年度以降の入学生から適用し、平成二十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百九十五号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百九十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十七年度以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十七年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年四月一日入学の法学既修者及び平成二十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）及び二 ビジネス科学専攻（博士課程後期課程）の表は、平成二十七年度以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、「Strategic Management of Japanese Firms:Issues and Opportunities」、「財務諸表分析と企業評価」については、平成二十六年度以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千六百十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第三は、平成二十八年度入学者の選抜から適用する。

附 則（規程第二千六百四十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百四十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十八年度以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、「Global Leadership」については、平成二十七年度以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千六百九十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成三十年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十九年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十九年四月一日入学の法学未修者（法学既修者で

ない者をいう。)及び平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年四月一日入学の法学既修者及び平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 4 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成二十九年以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第二千六百九十四号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第二千七百三十二号)

この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(規程第二千七百四十号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成三十年四月一日入学の法学未修者(法学既修者でない者をいう。)及び平成三十一年四月一日以降入学生から適用し、平成三十年四月一日入学の法学既修者及び平成二十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、「一群特講Ⅰ」及び「一群特講Ⅱ」については、平成三十年四月一日入学の法学既修者及び平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

- 4 この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成三十年以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定にかかわらず、「実践リーダーシップ論」、「中小企業論」、「高齢社会ビジネス」、「ヘルスケア産業論」及び「ヘルスケアマーケティング」については、平成二十九年度以前の入学生にも適用する。

附 則(規程第二千七百五十七号)

この学則は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附 則(規程第二千七百七十五号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成三十一年一月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第八十七条、第九十三条及び第百三条の規定は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

(戦略経営研究科戦略経営専攻に平成二十九年度以前に入学した者が再入学する場合の選考料及び学費)

- 3 第百五条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年度以前の戦略経営研究科戦略経営専攻の入学生で再入学を志願する者は、別表第三に掲げる選考料を納めなければならない。

- 4 第百六条の二の規定にかかわらず、この学則施行後、平成二十九年度以前の戦略経営研究科戦略経営専攻の入学生が再入学する場合の学費については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 入学金 別表第四に掲げる納入額の半額(ただし、第百二条第一項による除籍者及び第百十八条の規定により退学の処分を受けた者は全額)

二 在学料・施設設備費 別表第四に掲げる納入額の全額

附 則(規程第二千七百八十号)

この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(規程第二千八百号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、平成三十一年四月一日入学の法学未修者(法学既修者でない者をいう。)及び平成三十二年四月一日以降入学生から適用し、平成三十一年四月一日入学の法学既修者及び平成三十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻(専門職学位課程)の表は、平成三十一年度以降の入学生から適用し、平成三十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第二千八百三十七号)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第六十四条第一項の規定は、令和二年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和三年四月一日以降入学生から適用し、令和二年四月一日入学の法学既修者及び平成三十一年度四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和二年度以降の入学生から適用し、平成三十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千八百五十四号）

（施行期日）

1 この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（適用の特例）

2 改正後の第五十四条第三項、第五十六条第二項、第八十条第三項、第八十三条第二項及び第九十四条の二第一項の規定は、当該研究科教授会が定める範囲において、平成三十一年度以前の入学生に適用することができる。

附 則（規程第二千八百五十八号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第四は、令和三年度以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千八百七十五号）

この学則は、令和二年十二月八日から施行する。

附 則（規程第二千八百九十三号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和三年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和四年四月一日以降入学生から適用し、令和三年四月一日入学の法学既修者及び令和二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和三年度以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百四十七号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年十二月六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

附 則（規程第二千九百七十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第六十三条及び第九十一条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百七十四号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和四年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和五年四月一日以降入学生から適用し、令和四年四月一日入学の法学既修者及び令和三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百七十五号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十九条第一項、第六十条第二項及び第七十六条の規定は、令和四年四月一日以降入学生から適用し、令和三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第三千三十二号）

（施行期日）

1 この学則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和五年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和六年四月一日以降入学生から適用し、令和五年四月一日入学の法学既修者及び令和四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一 戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和五年度以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第三千八十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、令和七年四月一日以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第三千九十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二は、令和六年度以降の入学生から適用し、令和五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

改 正 令和三・一〇・一五（規程第二千九百三十号）

別表第一（第三条関係）

(単位・人)

研究科	専攻	専門職学位課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法務研究科	法務専攻	一六〇	四八〇		
戦略経営研究科	戦略経営専攻 ビジネス科学専攻	八〇	一六〇	一二	三六

別表第二(第五十六条・第八十三条・第九十四条の二第二項関係)

第一 法務研究科

授業科目	単位数			履修方法
	第一年次	第二年次	第三年次	
法律基本科目群				一二単位必修
公法系				
憲法Ⅰ	三			
憲法Ⅱ	一			
行政法		二		
公法総合Ⅰ		二		
公法総合Ⅱ		三		
一群特講A		一		
一群特講B			一	三〇単位必修 五六単位必修 九三単位必修
一群特講C			二	
民事系				
民法Ⅰ	二			
民法Ⅱ	二			
民法Ⅲ	二			
民法Ⅳ	二			
民法Ⅴ	二			
民法Ⅵ	二			
会社法	三			
民事訴訟法	三			
民事法総合ⅠA		二		
民事法総合ⅠB		二		
民事法総合Ⅱ		三		
民事法総合Ⅲ		三		
民事法総合Ⅳ			一	
一群特講A		一		
一群特講B			一	
一群特講C			二	
商法総則・商行為法			一	
手形法・小切手法			一	
刑事系				

刑法Ⅰ	三			一四単位必修
刑法Ⅱ	一			
刑事訴訟法	三			
刑事法総合Ⅰ		三		
刑事法総合Ⅱ		二		
刑事法総合Ⅲ			一	
一群特講A		一		
一群特講B			一	
一群特講C			二	
総合系				
生活紛争と法	二			一〇単位必修
基礎演習	一			
一群特講B			一	
実務基礎科目群				
民事訴訟実務の基礎		二		六単位必修
刑事訴訟実務の基礎		二		
法曹倫理Ⅰ		一		
法曹倫理Ⅱ			一	四単位必修
法情報調査	一			
法文書作成			一	
ローヤリング			一	
模擬裁判			一	
エクスターンシップ			二	
リーガル・クリニック			一	
基礎法学・外国法・隣接科目群				四単位必修
英米法総論	二			
法哲学			二	
法社会学			二	
比較法文化論			二	
比較契約法			二	
英米公法			二	
英米契約法			二	
ヨーロッパ法			二	
西洋法制史			二	
日本法制史			二	
東洋法制史			二	
三群特講Ⅰ			一	
三群特講Ⅱ			二	
Foreign Law Seminar			一	
Study Abroad Program			二	
展開・先端科目群				一二単位必修
知的財産法Ⅰ			二	
知的財産法Ⅱ			二	
知的財産法Ⅲ			二	
エンタテインメント／スポーツと法			二	
労働法Ⅰ			二	

労働法Ⅱ		二
労働法Ⅲ		二
租税法Ⅰ		二
租税法Ⅱ		二
国際租税法		二
倒産処理法Ⅰ		二
倒産処理法Ⅱ		二
事業再生法		二
経済法Ⅰ		二
経済法Ⅱ		二
国際法Ⅰ（基礎）		二
国際法Ⅱ（応用）		二
国際人権法		二
国際経済法		二
国際私法Ⅰ		二
国際私法Ⅱ		二
国際取引法		二
環境法Ⅰ		二
環境法Ⅱ		二
政策形成と法		二
実務行政訴訟		二
民事執行保全法		二
現代不動産法		二
現代担保法		二
裁判外紛争解決制度		二
犯罪被害・犯罪心理と法		二
矯正と法		二
経済刑法		二
少年法		二
IT社会と法		二
社会保障法		二
医療と法		二
消費者法		二
ジェンダーと法		一
四群特講Ⅰ		一
四群特講Ⅱ		二
テーマ演習Ⅰ		一
テーマ演習Ⅱ		二
研究特論		四

備考一 履修できる単位数の上限は、別に定める。

二 二年度及び三年度配当の法律基本科目群の履修については、履修前提条件を別に定める。

三 二年度にエクスターンシップ又はStudy Abroad Programを履修する場合のみ、年次別最高履修単位に二単位まで加えることができる。

第二 戦略経営研究科

一 戦略経営専攻（専門職学位課程）

授 業 科 目	単位数		履 修 方 法		
	第一 年次	第二 年次			
基礎科目			一四単位必修	四 六 単 位 必 修	
リーダーシップコア	二				
現代社会の経済学	二				
経営戦略論	二				
マーケティング戦略論	二				
人的資源管理論	二				
企業会計とファイナンスの基礎	二				
経営法務概論	二				
発展科目			六 単 位 必 修		
共通科目群					二単位必修
アントレプレナーシップとビジネス プランニング		二			
戦略科目群					四単位必修
ビジネスモデル戦略論	二				
戦略と組織	二				
知識創造戦略論	二				
マーケティング科目群					
消費者行動論	二				
ブランド戦略論	二				
人的資源管理科目群					
雇用管理	二				
人材開発	二				
インセンティブ・マネジメント	二				
ファイナンス科目群					
コーポレートファイナンスと企業戦略	二				
財務報告論	二				
経営法務科目群					
コンプライアンス・内部統制と法実務	二				
専門科目				六 単 位 必 修	
企業の社会的責任	二				
デザインシンキング	二				
ビジネス・コミュニケーション	二				
チームビルディングとリーダーシップ	二				
ビジネス交渉術	二				
コーチング	二				
アントレプレナーシップの実践	二				
グローバル経営戦略論	二				
新興国ビジネス戦略	二				
アジアビジネス論	二				
イノベーションの実践	二				
技術開発マネジメント論	二				

デジタル変革時代の経営戦略	二		
アライアンス戦略論	二		
サプライチェーンマネジメント	二		
ベンチャービジネス論	二		
中小企業論	二		
ヘルスケアビジネス入門	二		
高齢社会ビジネス	二		
ヘルスケア産業論	二		
Strategic Management and Global leadership	二		
戦略特別研究	二		
マーケティング・リサーチ	二		
マーケティング・コミュニケーション	二		
ヘルスケアマーケティング	二		
マーケティング特別研究	二		
キャリア管理論	二		
ダイバーシティマネジメント	二		
日本企業の人材マネジメント	二		
人的資源特別研究	二		
インベストメントと企業リスク管理	二		
リアルオプションと企業戦略	二		
ビジネスのための金融工学	二		
ファイナンス特別研究	二		
グローバル経営法務	二		
知的財産戦略と法実務	二		
対行政のビジネス法務	二		
労働関連法務	二		
M&Aと事業・組織再編	二		
金融市場と法	二		
経営法務特別研究	二		
特別講義	二		
フィールドラーニング	二		
研究方法論基礎	二		
社会調査法	二		
ケース研究法	二		
プロジェクト研究			
プロジェクト研究 I		四	八単位必修
プロジェクト研究 II		四	
論文		四	
課題研究		四	

二 ビジネス科学専攻（博士課程後期課程）

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
リサーチメソッド科目		
統計学	二	
ファイナンス統計	二	
社会調査法	二	
ケース研究法	二	
研究方法論基礎	二	
講義科目		
経営戦略特別研究	二	
マーケティング特別研究	二	
人的資源管理特別研究	二	
ファイナンス特別研究	二	
経営法務特別研究	二	
論文科目		
研究指導Ⅰ		四
研究指導Ⅱ		四
研究指導Ⅲ		四

備考一 博士の学位は、博士後期課程に三年以上在学し、かつ十六単位以上修得し、必要な

研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、授与する。

二 リサーチメソッド科目については、いずれか二単位一科目を選択必修とする。講義科目については、いずれか二単位一科目を選択必修とする。論文作成にあたっては、研究指導のほか、論文科目について、指導教授の指導により、「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」の三科目十二単位を履修しなければならない。

別表第三(第百五条関係)

(単位・円)

研究科	費目	入学検定料
法務研究科		三五、〇〇〇
戦略経営研究科		三五、〇〇〇

(注) 入学検定料については、別に定めるところにより減額することができる。

別表第四(第百六条第一項・第百七条第二項関係)

(単位・円)

研究科	費目	入学金	在学料	施設設備費		
法務研究科		三〇〇、〇〇〇	前期	五〇〇、〇〇〇	前期	一五〇、〇〇〇
			後期	五〇〇、〇〇〇	後期	一五〇、〇〇〇
			計	一、〇〇〇、〇〇〇	計	三〇〇、〇〇〇
戦略経営研究科		三〇〇、〇〇〇	前期	六二五、〇〇〇	前期	一五〇、〇〇〇
			後期	六二五、〇〇〇	後期	一五〇、〇〇〇
			計	一、二五〇、〇〇〇	計	三〇〇、〇〇〇

(注) 入学金は、二年目から不要である。

別表第四の二(第百六条の二関係)

種 類		適用される学費の内容		
区 分	該 当 事 項	入 学 金	在 学 料	施設設備費
再入学者	第七十二条による退学者、第七十三条第一項による除籍者(同条第一項第四号による除籍者を除く。)、第百一条による退学者、第百二条第一項による除籍者(同条第一項第四号による除籍者を除く。)、及び第百十八条による退学処分者	半 額	全 額	全 額
		ただし、第七十三条第一項による除籍者及び第百二条第一項による除籍者並びに第百十八条の規定により退学の処分を受けた者は全額とする。		

(注) 特殊な場合の学費で、この表に該当しない事項については、別に定める。

別表第五(第百十二条第一項関係)

(単位・円)

研究科	費目	審査料
法務研究科		一一、〇〇〇
戦略経営研究科		一一、〇〇〇

別表第六（第百十二条第二項關係）

(単位・円)

研究科 \ 費目	登録手続料	科目履修料
法務研究科	一〇、〇〇〇	一単位 二九、〇〇〇
戦略経営研究科	一〇、〇〇〇	一単位 三四、〇〇〇

別表第七（第百十三条第二項關係）

(単位・円)

研究科 \ 費目	審査料	聴講料
戦略経営研究科	五、〇〇〇	一単位 一七、〇〇〇

変更事項を記載した書類

変更事項を記載した書類

近年、全国の法科大学院入学志願者数は減少傾向が続いており、優秀な学生の獲得に向けては司法試験合格率、とりわけ法学既修者の修了一年目合格率を向上させることが必要であり、本学法科大学院の教育及び修了生の更なる質の向上に資するため、収容定員を六百人から四百八十人に変更したい。

変更部分の新旧対照表

改正箇所は、サイドライン・アンダーラインで明示。

現 行

改 正 案

別表第一（第三条関係）

(別紙Ⅱのとおり。)

附 則（規程第三千八十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、令和七年四月一日以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第一（第三条関係）

(別紙Ⅰのとおり。)

別紙Ⅰ（改正案）

別表第一（第三条関係）

(単位・人)

研 究 科	専 攻	専門職学位課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法 務 研 究 科	法務専攻	<u>一六〇</u>	<u>四八〇</u>		
戦略経営研究科	戦略経営専攻 ビジネス科学専攻	八〇	一六〇	一二	三六

別紙Ⅱ（現 行）

別表第一（第三条関係）

(単位・人)

研 究 科	専 攻	専門職学位課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法 務 研 究 科	法務専攻	<u>二〇〇</u>	<u>六〇〇</u>		
戦略経営研究科	戦略経営専攻 ビジネス科学専攻	八〇	一六〇	一二	三六

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容	p.2
イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性	p.2
ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	
(ア) 教育課程の変更内容	p.3
(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	p.5
(ウ) 教員組織の変更内容	p.5
(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容	p.6

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

中央大学大学院法務研究科（以下「本法科大学院」という。）の入学定員を、令和7（2025）年度より、表1のとおり、200名から160名に変更する。内訳として、法学未修者（3年コース）は50名から40名に、法学既修者（2年コース）は150名から120名に変更する。

これに伴い、収容定員（現行600名）を480名とする。

表1 本法科大学院の入学定員変更概要

	現行	変更後
法学未修者コース（3年コース）	50	40
法学既修者コース（2年コース）	150	120
合計	200	160

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本法科大学院は、平成18（2006）年度から令和5（2023）年度までに実施された過去18回の現行司法試験において、累積2,493名（年平均約139名）の合格者を輩出し、これらの合格者は主に法曹として、社会の多様な分野で活躍をしている。

他方で本法科大学院は、毎年入学定員の4～5倍程度の受験者数を確保しているが、合格者のうち優秀な者は、受験時に本法科大学院と合わせ、他の競合法科大学院を併願するケースが多く、競合法科大学院と共に本法科大学院に合格した場合には、司法試験の合格率や合格後の進路などから、他大学を選択するケースも生じている。その進学先選択時の重要指標とされる司法試験合格率、とりわけ法学既修者の修了1年目合格率について、本法科大学院は競合法科大学院に比して高いとは言い難い状況にある。

本法科大学院は、高い水準のスキルを身につけた法曹を前述のように安定的に輩出するために、「将来、司法試験に合格し得る資質があると判断される受験生」のみに合格を出し、単に定員充足を目的とした更なる合格者数の拡大を採用しない方針をとっている。そのうえで、効果的な入学者選抜によって一定水準以上の優秀な学生を確保し、一層工夫した教育によって司法試験合格率を上昇させることにより、優れた法曹人材の輩出に係る好循環がもたらされると考えている。

本法科大学院の入学定員は、開設当初300人であったものを平成23（2011）年度から270人に、平成28（2016）年度から240人に、平成30（2018）年度から200人に漸減してきたが、如上の現状を踏まえて検討した結果、冒頭に記したとおり収容定員を変更する必要があるとの判断に至った。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(7) 教育課程の変更内容

今般の学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更は予定していない。

本法科大学院では、以下の「ディプロマ・ポリシー」のもと設定している「カリキュラム・ポリシー」に則り、教育課程を編成してきた。

■ディプロマ・ポリシー

<養成する人材像>

法科大学院は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、事実、経験、実践を重視する実学主義を法学教育に適用して、幅広い知識はもちろん、的確な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観をもった法曹を養成します。

具体的には、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト（1.）及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリスト（2. ～6.）を養成します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー
2. ビジネス・ローヤー
3. 渉外・国際関係法ローヤー
4. 先端科学技術ローヤー
5. 公共政策ローヤー
6. 刑事法ローヤー

これらは主として弁護士を念頭に置いた法曹像ですが、冒頭の趣旨は裁判官や検察官にも当てはまるもので、人間や社会についての深い洞察力を備えた心豊かな裁判官や検察官の候補者を養成することも重要な目標です。

<修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度>

法科大学院では、所定の教育課程を修め、次のような能力を修得した人材に対し、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー

市民生活に根ざした法曹として必要な、消費者法、労働法、社会保障法、裁判外紛争解決制度などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

2. ビジネス・ローヤー

ビジネスの最先端の現場で発生するさまざまなニーズに即応する法曹として必要な、国際取引法、事業再生法、倒産法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

3. 渉外・国際関係法ローヤー

国際的に活躍できる法曹として必要な、国際私法、国際経済法、国際取引法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

4. 先端科学技術ローヤー

知的財産戦略や先端科学技術などの分野を担う専門法曹として必要な、知的財産法、IT社会と法、英米契約法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

5. 公共政策ローヤー

公共政策分野に強い法曹として必要な、政策形成と法、実務行政訴訟、租税法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

6. 刑事法ローヤー

刑事法分野の先端的テーマを取り扱うことができる法曹として必要な、経済刑法、社会安全政策と法、少年法、矯正と法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

■カリキュラム・ポリシー

<カリキュラムの基本構成>

本法科大学院（法務研究科法務専攻）のカリキュラムは、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるよう、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群から構成されています。

法律基本科目群では、リーガル・ジェネラリストの養成と、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系といった基本法領域を重視し、その体系的な理解を深めるとともに、知識の定着を目指します。

実務基礎科目群では、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習的要素の強い科目を通じて依頼者の抱える法律紛争の解決や法曹倫理の具体的事例に関する実践的な教育訓練を行います。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、本学における法曹養成と比較法研究の歴史と伝統を活かし、法のあり方をグローバルな視点で学びつつ、わが国の法曹資格に加えて、外国法曹資格を取得する素地を築きます。

展開・先端科目群においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するため、多彩な展開・先端科目を開設し、実務家教員を交えて、発展的・先端的な法領域に関する理論的・実践的な教育を提供します。

<カリキュラムの体系的性>

1年次において法律基本科目群のうちの入門科目により基礎を涵養したうえで、2・3年次において法律基本科目群のうちの応用科目及び実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群を履修します。また、「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を提示し、体系的・効果的に履修ができるよう科目を配置しています。1年次から2年次および2年次から3年次への進級時には、GPA等により進級判定を行い、要件を満たした場合にのみ進級できることとしています。

令和3（2021）年度と令和4（2022）年度には、司法試験制度改革に応じて、司法試験の在学中受験に対応するため、カリキュラム編成の改正を行い、司法試験までに受験科目の学修を終え、司法試験合格後には司法修習に向けての学修が進められる内容とした。また、司法試験の在学中受験で不合格となった学生に対しては、翌年度の司法試験受験に向けてのフォローとなる科目を用意することで、合格者、不合格者双方に適合した教育体制を柔軟に執れるように整えてきたところである。

今般の収容定員変更の後も、これらの方針を維持する所存であり、教育課程への支障はないと考える。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は予定していない。

本法科大学院の教育方法は、ソクラティック・メソッド（対話型双方向授業）に基づき、制度や規範（規律）を正確に理解するとともに、その法的知識を運用するのに必要な法的思考方法に習熟し、それらを用いて法的紛争を解決する能力を修得することができるものとなっている。

また、ディプロマ・ポリシーにおいて掲げている養成する人材像に合わせた履修モデルプランを学生に公開することで、目指す法曹像に照らし合わせて、将来に必要な科目を履修することができるような仕組みになっている。

今般の収容定員変更の後も、上記の教育方法等を通じて前述のディプロマ・ポリシーを実践することが可能であり、教育方法及び履修指導方法への支障はないと考える。

(ウ) 教員組織の変更内容

本法科大学院の専任教員数は、学生収容定員900名とする設置認可申請時において、専門職大学院設置基準をもとに、さらに充実した法科大学院教育課程を実施するために必要な人員として、任期の定めのない専任教員のほか特任教員（派遣教員を含む）を加えて専門職大学院設置基準上必要とされる60名に10名を加え、70名に設定して開設した。

その後、前述したこれまでの収容定員の漸減に伴い、専任教員数も漸減させてきた

が、今般の収容定員変更後においても、専門職大学院に求められる充実した法科大学院教育課程をより一層実現するため、十分な教員組織を維持する計画としている。

(イ) 大学全体の施設・設備の変更内容

今般の学則変更（収容定員変更）に伴う施設・設備の変更は実施しない。

本学は、平成27（2015）年に策定した学校法人中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」におけるキャンパス整備計画の一環として、本法科大学院を含む専門職大学院を、令和5（2023）年4月竣工の駿河台キャンパスへ移転した。

駿河台キャンパスは、20階建ての都心型高層キャンパスとして、教室、ゼミ室、学生自習室、教員研究室等の必要な諸室に最新鋭の設備が備わっており、高度な教育環境が確保されている。今般の収容定員変更後においても、現状の施設・設備により教育研究の質は十分担保できるものと考えている。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

資 料 目 次

添付資料 教育課程等の概要.....	2
--------------------	---

教育課程等の概要																		
(法務研究科法務専攻)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員		
法律基本科目	憲法Ⅰ	1前		3			○			1								
	憲法Ⅱ	1後		1			○			1								
	行政法	2前・後		2			○			1	1							
	公法総合Ⅰ	2後		2			○			1	1							
	公法総合Ⅱ	2前		3			○			3								
	一群特講A	2後		1			○			6	1							
	一群特講B	2・3前			1		○			4								
	一群特講C	2・3前・後			2		○			2				1				
	民法Ⅰ	1前			2			○			1							
	民法Ⅱ	1後			2			○			1							
	民法Ⅲ	1前			2			○			1							
	民法Ⅳ	1前			2			○			1							
	民法Ⅴ	1後			2			○			1							
	民法Ⅵ	1前			2			○				1						
	会社法	1後			3			○			1							
	民事訴訟法	1後			3			○			1							
	民事法総合ⅠA	2前			2			○			5	1						オムニバス
	民事法総合ⅠB	2後			2			○			5	1						オムニバス
	民事法総合Ⅱ	2後			3			○			3							オムニバス
	民事法総合Ⅲ	2前			3			○			4							オムニバス
	民事法総合Ⅳ	3前			1			○			3							オムニバス
	一群特講A	2後			1			○			6							オムニバス
	一群特講B	2・3前・後				1		○			9	1			1			オムニバス（一部）
	一群特講C	2・3前・後				2		○			2	1						
	商法総則・商行為法	2・3後			1			○			1							
	手形法・小切手法	2・3後				1		○			1							
	刑法Ⅰ	1前			3			○			1							
	刑法Ⅱ	1後			1			○			1							
	刑事訴訟法	1後			3			○			1							
	刑事法総合Ⅰ	2前			3			○			5					1		オムニバス
	刑事法総合Ⅱ	2後			2			○			3							
	刑事法総合Ⅲ	3前			1			○			7							オムニバス
	一群特講A	2後			1			○			4							オムニバス
	一群特講B	2・3前・後				1		○			5							
	一群特講C	2・3後				2		○			1							
	生活紛争と法	1前			2			○			3	1				1		オムニバス
	基礎演習	1後			1			○			4					1		オムニバス・共同（一部）
	一群特講B	3後			1			○			3							オムニバス
小計（38科目）	—	—	—	56	15	0	—	—	—	31	3	0	0	0	4		—	
実務基礎科目	民事訴訟実務の基礎	2前		2			○			2								
	刑事訴訟実務の基礎	2後		2			○			3							オムニバス	
	法曹倫理Ⅰ	2前		1			○			2							オムニバス	
	法曹倫理Ⅱ	3後		1			○			2							オムニバス	
	法情報調査	1前			1		○			1								
	法文書作成	2・3前・後			1		○								7		オムニバス	
	ローヤリング	2・3前・後			1		○				1				2			
	模擬裁判	2・3前・後			1		○			7					3		共同	
	エクスターンシップ	2後・3前			2					6	2						共同	
	リーガル・クリニック	2・3前・後			1					1					7		オムニバス（一部）	
小計（10科目）	—	—	—	6	7	0	—	—	—	16	2	0	0	0	17		—	
基礎法学・外国法	英米法総論	1前・後			2		○			1								
	法哲学	2・3前			2		○			1								
	法社会学	2・3後			2		○								1			
	比較法文化論	2・3前・後			2		○			1								
	比較契約法	2・3前・後			2		○			1								
	英米公法	2・3前・後			2		○			1								

隣接科目	英米契約法	2・3後		2		○								1	
	ヨーロッパ法	2・3後		2		○			1						
	西洋法制史	2・3後		2		○								1	
	日本法制史	2・3後		2		○			1						
	東洋法制史	2・3前		2		○			1						
	三群特講Ⅰ	2・3前・後		1		○			2						
	三群特講Ⅱ	3前・後		2		○			6					6	オムニバス（一部）
	Foreign Law Seminar	1・2・3休・後		1		○			1					1	オムニバス（一部）
	Study Abroad Program	1・2・3後		2		○			1						
	小計（15科目）	—	—	0	28	0	—	—	—	10	0	0	0	0	10
展開・先端科目	知的財産法Ⅰ	2・3前		2		○			1						
	知的財産法Ⅱ	2・3前・後		2		○			1						
	知的財産法Ⅲ	2・3後		2		○								2	オムニバス
	エンタテインメント／スポーツと法	3後		2		○			1						
	労働法Ⅰ	2・3前		2		○								1	
	労働法Ⅱ	2・3後		2		○			1						
	労働法Ⅲ	3休		2		○			1						
	租税法Ⅰ	2・3前・後		2		○			1						
	租税法Ⅱ	2・3前・後		2		○			1						
	国際租税法	3後		2		○			1						
	倒産処理法Ⅰ	2・3前・後		2		○			1						
	倒産処理法Ⅱ	2・3前・後		2		○								1	
	事業再生法	3後		2		○								1	
	経済法Ⅰ	2・3前		2		○			1						
	経済法Ⅱ	2・3後		2		○			1						
	国際法Ⅰ（基礎）	2・3前		2		○			1						
	国際法Ⅱ（応用）	2・3後		2		○			1						
	国際人権法	2・3前		2		○			1						
	国際経済法	2・3後		2		○								1	
	国際私法Ⅰ	2・3前・後		2		○			1						
	国際私法Ⅱ	2・3前・後		2		○			1						
	国際取引法	2・3前・後		2		○								1	
	環境法Ⅰ	2・3前		2		○			1						
	環境法Ⅱ	2・3後		2		○			1						
	政策形成と法	2・3後		2		○			1					1	共同
	実務行政訴訟	3後		2		○			1						
	民事執行保全法	2・3後		2		○			1						
	現代不動産法	3前		2		○			1						
	現代担保法	3後		2		○			1						
	裁判外紛争解決制度	3前		2		○			1						
	犯罪被害・犯罪心理と法	2・3前		2		○			3						オムニバス
	矯正と法	3後		2		○								1	
	経済刑法	2・3前・後		2		○			1						
	少年法	2・3後		2		○								2	オムニバス
	IT社会と法	2・3休		2		○			2					2	オムニバス
	社会保障法	3後		2		○								1	
	医療と法	3前・後		2		○								1	
	消費者法	3後		2		○			1						
	ジェンダーと法	2・3後		1		○			1					1	オムニバス
	四群特講Ⅰ	2・3前・後		1		○			11					11	オムニバス・共同（一部）
	四群特講Ⅱ	2・3前・後		2		○			11					3	オムニバス（一部）
	テーマ演習Ⅰ	2・3前・後・休		1			○		9					1	
	テーマ演習Ⅱ	2・3前・後		2			○		23	1				3	オムニバス（一部）
	研究特論	2・3前・後		4			○		35	1					
小計（44科目）	—	—	0	87	0	—	—	—	39	1	0	0	0	32	—
合計（107科目）		—	—	62	137	0	—	—	40	3	0	0	0	60	—
学位又は称号	法務博士（専門職）			学位又は学科の分野				法学関係							
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等							
・必修科目62単位、選択必修から12単位以上を修得し、合計93単位以上修得すること。かつ科目群の内訳として、法律基本科目群からは56単位以上、実務基礎科目群から10単位以上、基礎法学・外国法・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上を修得すること。 ・履修科目の登録の上限：1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位（年間）								1学年の学期区分				2期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業の標準時間				50分			

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
①収容定員を変更する組織の概要（名称，入学定員（編入学定員），収容定員，所在地）	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	2
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析	2
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析	3
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	4
④既設組織の定員充足の状況	4
(3) 学生確保の見通し	5
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	5
ア 既設組織における取組とその目標	5
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	5
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく，収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	5
②競合校の状況分析（立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	6
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析，優位性	6
イ 競合校の入学志願動向等	9
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	9
エ 学生納付金等の金額設定の理由	9
③先行事例分析	10
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	11

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要（名称，入学定員（編入学定員），収容定員，所在地）

本申請は，既存組織の収容定員変更に係る学則変更認可申請のため，収容定員変更後の人数を記載する。

組織名	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
中央大学大学院法務研究科 (中央大学法科大学院)	160人	480人	東京都千代田区神田駿河台3丁目11番5

②収容定員を変更する組織の特色

中央大学大学院法務研究科（以下，本法科大学院という）の特色は，以下の通りである。

1) ディプロマ・ポリシーにおける具体的な法曹像の明示

本法科大学院では，ディプロマ・ポリシーにおいて<養成する人材像>として具体的な6つの法曹像（1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー，2. ビジネス・ローヤー，3. 渉外・国際関係法ローヤー，4. 先端科学技術ローヤー，5. 公共政策ローヤー，6. 刑事法ローヤー）を掲げており，他の法科大学院と比べて特徴的なディプロマ・ポリシーを設定している。具体的な法曹像を学生に示し，それぞれの法曹像に合わせた「履修モデルプラン」を提供することで，個々の学生がより明確な目的意識を形成し，自主自律的に学修することを促していることは本法科大学院の大きな特色といえる。

2) 充実した教員組織を基礎としたきめ細やかな教育指導体制

本法科大学院は，専門職大学院設置基準上必要とされる人数（40名）を大きく超える47名の専任教員を配置しており，今般の収容定員の見直し後も，充実した法科大学院教育課程をより一層実現するため，十分な教員組織を維持することを予定している。

カリキュラム改善にも継続して取り組んでおり，近年の司法試験制度改革に応じて，司法試験の在学中受験に対応するため，令和3（2021）年度と令和4（2022）年度にカリキュラム改正を行った。これにより，司法試験までに受験科目の学修を終え，司法試験合格後には司法修習に向けての学修が進められる内容となった。

3) 最新鋭の施設・設備が導入された新設キャンパス

本法科大学院は令和5（2023）年4月に竣工した駿河台キャンパス（東京都千代田区）へ移転を行った。同キャンパスは20階建ての都心型高層キャンパスとして，教室，ゼミ室，学生自習室，教員研究室等の必要な諸室に最新鋭の設備が備わっており，高度な教育環境が確保されている。

(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析

本法科大学院は法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院であることから，法曹人材の需要について述べる。

全国的，社会的な動向としては，内閣官房法曹養成制度改革推進室「第23回法曹養成制度改革顧問会議『法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）』」【資料1】として公表されている。

一部抜粋すると「司法制度改革において掲げられた法の支配を全国あまねく実現するという理念の下で、今後も、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化の進展が必要であることに変わりはない。そのことからすれば、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも 1,800 人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」等の提言がなされている。

また、法科大学院入学者数としては、令和 2（2020）年 6 月 22 日文部科学省高等教育局専門教育課通達「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」【資料 2】において、法科大学院入学者数目標値として、令和 6（2024）年度に 2,000 人以上、令和 11（2029）年度に 2,200 人以上が掲げられている。以上のことから、全国的、社会的な動向として法曹人材の需要は旺盛であるといえる。

地域的な動向としては、日本弁護士連合会「2022 年度弁護士白書」【資料 3】によると、本法科大学院が置かれている東京都における民事事件の新受件数は 37,873 件、家事事件の新受件数は 14,948 件と、他の都道府県と比較して突出した数となっており、法的需要が極めて高い地域といえる。また、大手法律事務所やインハウスのローヤーが数多く在籍する大企業が東京都に集中していることを踏まえても、本法科大学院が置かれている東京都においては法曹人材養成に対して高い需要が存在している。

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

本法科大学院の入学者は、「中央大学法科大学院入学者の社会人割合（過去 3 年分）」【資料 4】のとおり、社会人経験がある入学者の割合は 10%程度と高くない状況にある。そこで中長期的な 18 歳人口の動向と学部入学者、特に法科大学院への進学者が多い法学部の入学者数に係る分析について述べる。

文部科学省「中央教育審議会大学分科会（第 174 回）配布資料『大学入学者数等の将来推計について』」【資料 5】によると、18 歳人口は年々減少していくものの、大学進学率は上昇するとの推計がなされている。特に、東京都の大学進学率については、令和 3（2021）年度実績の 75.1%から令和 22（2040）年度には 80.5%に上昇するとされており、本法科大学院の入学対象となる母集団となる「学部学生」は将来にわたって十分な規模が確保されることが見込まれる。

次に、法科大学院への進学者が多い法学部の入学者数の観点から分析する。文部科学省「法科大学院等特別委員会（第 113 回）配布資料『学部入学者数の推移（学問分野別）』」【資料 6】によると、学部入学者数のうち、法学部入学者数が占める割合は、ここ 10 年程度約 5%程度とほぼ横ばいであり、入学者数は 35,000 人前後を推移している。今後については文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」により理系学部の増加が見込まれることから、入学者全体に占める法学部の割合はやや低下するものとみられる。しかし、前項で述べたように社会における法的需要が高い状況下において、法学部入学者の急減は考えにくく、大学進学率の上昇と相まって、法学部入学者数は安定的に推移することが見込まれる。

また、近年の法科大学院の入学者数、入学定員充足率の推移については、文部科学省「法科大学院

等特別委員会（第 113 回）配布資料『法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等』【資料 7】によると、平成 29（2017）年～令和 3（2021）年度は法科大学院全体の入学者数が 1,600～1,700 人台まで減少していたが、新たな法曹養成制度（3 + 2 法曹養成）の開始により、令和 4（2022）年度以降は 1,900 人台まで回復している。また、入学定員充足率については、平成 26（2014）年度は 59.6%まで落ち込んだが、令和 5（2023）年度は 89.7%となるなど、回復傾向が続いている。

以上の通り、18 歳人口が減少する中においても大学進学率が上昇し、法学部入学者数は安定的に推移することが見込まれ、さらには法科大学院への入学者数も回復傾向にあることから、入学定員削減後の本法科大学院における入学者についても安定的に確保できる見込みである。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

専門職大学院においては、学校基本調査における「出身高校の所在地県別入学者数」等のデータは存在しないため、別紙 1 に代わる資料として本法科大学院入学生の出身大学の地域分布を示す「中央大学法科大学院 出身大学（学部）所在地別入学者数（2019 年度～2023 年度）」【資料 8】を作成した。本法科大学院の過去 5 年の入学者を平均すると、東京都内の大学の出身者の割合が 83.0%、首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）では 87.6%を占める形となっている。したがって、今後も首都圏が主たる学生募集地域となる見込みである。

一方で、本法科大学院は地方大学からの学生確保にも力を入れている。法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の中には、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、様々な理由から法科大学院への進学が困難なケースも存在する。そのような事実を踏まえ、本法科大学院は鹿児島大学、熊本大学、信州大学、西南学院大学、新潟大学と法曹養成連携協定を締結し、学生を受け入れることとしている。地方大学との法曹養成連携協定の締結数は国内の法科大学院においては随一となっており、本法科大学院における学生募集上の大きな特色となっている。

上記のとおり、本法科大学院の学生募集は、首都圏に所在する大学出身の学生を学生募集の軸としつつも、法曹養成連携協定に基づく地方大学からの優秀な学生を確保する特色ある取組を並行して進めている。そのため、収容定員の変更後も、学生募集地域について大きな変動はないものと見込んでおり、学生募集地域の設定は適切と考えている。

④既設組織の定員充足の状況

本法科大学院は、本学において独立研究科と位置づけて設置しているものの、入学者の約半数が本学法学部出身であり関連が深いことから、既設組織の定員充足の状況としては法学部の定員充足の状況について述べることにする。

法学部における定員充足状況は「既設学科等の入学定員の充足状況」【資料 9（別紙 2）】のとおりである。入学定員充足率の 5 年間（平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度）の平均値について、法律学科と国際企業関係法学科は 1.00、政治学科は学科単位においては 0.95 となっており、著しい欠員が恒常的に生じている学科はない。

なお、収容定員を変更する組織の完成年度（令和 9（2027）年度）までの間の大学等の収容定員変更の予定としては、「大学・高専機能強化支援事業」に選定された内容に基づいて、令和 9（2027）

年度に2つの学部を新設する準備を進めている。具体的には同事業における本学の事業概要【資料10】の通り、「スポーツ×デジタル系」学部（入学定員300名）と「グリーン×デジタル系」学部（入学定員300名）について新設を予定しており、同事業の構想段階においては、これらの学部の完成年度（令和12（2030）年度）に大学全体で2,400名の収容定員増加を予定している。

（3） 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

本法科大学院は、前述のとおり首都圏に所在する大学出身の学生を軸に募集活動を行いながらも地方に所在する大学出身者にも学生募集範囲を拡大し、PR活動を展開している。具体的な活動内容としては、公式Webページやガイドブックにて本法科大学院の基本情報や特色を広報した上で、本法科大学院に興味・関心を持った法科大学院志願者を対象に、オンライン説明会を年間複数回開催している。

参加者数等については、「既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績」【資料11（別紙3）】のとおりであり、過年度との比較が可能な一般選抜向け説明会については参加者589人、受験率58.2%、入学率7.5%となっており、いずれも前年度から大幅に上昇している。

これらの説明会は、参加者の多様性を考慮し、平日夜間と週末土曜の日中など複数回開催しており、法曹養成連携協定を締結して以降は、更に法曹基礎課程在籍中の学生を対象とした説明会や法曹養成連携協定締結大学毎にオンラインで個別相談会を実施するなど、志願者に配慮した開催を展開している。

今後については、これまでの取組への反応から必要に応じて改善を検討し、一方で新たな取組として本学附属校生（中学・高校）やその保護者へ向けたPR活動に着手する予定である。将来的な目標値としては、全体的に2割程度の数値向上を目指しており、具体的な数値目標として説明会の延べ申込者合計1,000名、受験率60%、入学率20%を設定している。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本法科大学院では、前述のPR活動の結果、毎年入学定員の4～5倍程度の受験者数を確保している。入学者選抜試験の成績から「将来、司法試験に合格し得る資質があると判断される受験生」を本法科大学院の学生として迎え入れるべく、収容定員を超える多くの合格者を出している。

一方で、これらの優秀な合格者は、受験時に本法科大学院と合わせ、他の競合法科大学院を併願するケースが多い。競合の法科大学院と共に、本法科大学院に合格した場合には、司法試験の合格率や合格後の進路などから、他大学を選択するケースもあり、過去5年間の本法科大学院の合格者における入学率は26.1%、定員充足率は59.2%に留まっている。

本法科大学院では、過去において、定員充足を目的とした合格者数の拡大を図ったが、「将来、司法試験に合格し得る資質があると判断される受験生」に該当しない者を受け入れることは、本法科大学院の「養成する人材像」の実現を困難にするものとの結論を得た。また入学後のミスマッチも誘発されたことから、定員充足のみを目的とした入学者の確保を行わないこととしている。

本法科大学院は、これまでも平成23（2011）年度（300名→270名）、平成28（2016）年度（270

名→240名),平成30(2018)年度(240名→200名)と入学定員を漸減してきた。今回の入学定員変更は,過去3回にわたる定員削減の経緯とも合致するものであり,今回の入学定員変更(200名→160名)は定員充足率を75%以上に改善することを企図している。そのため,本申請による定員変更認可後においても,この数年間で本法科大学院が実施してきた前述の取組において成果が上がっていること等を踏まえ,合格者の水準を変更することや合格者数を減じることは想定していない。

一方で,直近の令和6(2024)年度入学者選抜においては,法曹養成連携協定が開始されて以降の2年間の平均と比して,入学予定者数が20.3%増加した(入学完了手続時点)。この要因としては,法曹養成連携協定が開始されて以降,初の司法試験である令和5(2023)年司法試験における本法科大学院の合格者数及び合格率が伸びたことが大きく寄与したと考えている(令和5(2023)年司法試験の合格発表前に締め切られた「入学申込手続」時点における入学予定者数は過去2年間平均に比して6.3%増加に留まっていたが,司法試験合格発表後に締め切られた「入学完了手続」では20.3%増となったため)。

直近の司法試験において合格者数及び合格率が伸びた要因としては,本法科大学院がこれまで行ってきた教育改革の成果が出始めたと分析している。例えば,本法科大学院における学修の中で司法試験に合格し得る基礎知識・能力を着実に身につけられるように,令和2(2020)年度から進級要件や修了要件にGPA基準を新たに設けている。このような教育課程の工夫と,新たに始まった法曹コース(3+2)の制度を前提としたさまざまな取組が有機的に機能したことで,司法試験の「在学中受験」合格率に現れ,結果として全体の司法試験合格率が上昇しているものと思われる。

今後,本法科大学院における教育改革や法曹養成連携協定を前提としたさまざまな取組の効果により,司法試験の合格者数及び合格率が向上することで,本法科大学院の入学希望者が増加するものと考えており,具体的な数値としては定員充足率を75%以上,すなわち最低でも120名以上の入学者を確保できると見込んでいる。

②競合校の状況分析(立地条件,養成人材,教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析,優位性

○競合校の選定理由

本法科大学院の競合校としては,「競合校比較データ集」【資料12】のとおり,東京大学法科大学院,一橋大学法科大学院,慶應義塾大学法科大学院,早稲田大学法科大学院の4校を選定した。選定理由は,①所在地の類似性として東京都内に所在していること,②定員規模の類似性として全国の法科大学院の中でも比較的定員数が多く本法科大学院と同規模であること,③学力の類似性として司法試験合格者数及び合格率が高いこと,の3点である。

所在地の類似性については,本法科大学院が東京都千代田区に所在しているのに対し,東京大学法科大学院は東京都文京区,一橋大学法科大学院は東京都国立市,慶應義塾大学法科大学院は東京都港区,早稲田大学法科大学院は東京都新宿区に所在しており,同じ東京都内に所在している。

次に,定員規模の類似性については,一橋大学法科大学院の定員85人を除くと,他の競合校の定員は200人前後であり,全国の法科大学院の中でも比較的大規模校にあたる。

また,学力層の類似性について,競合校として選定した法科大学院は司法試験合格者数・合格率で上位を占めており,文部科学省「法科大学院等特別委員会(第113回)配布資料『令和5(2023)年司法試験法科大学院等別合格者数等』」【資料13】のとおり,本法科大学院の合格者数・合格率は

90人・39.30%、東京大学法科大学院は186人・59.05%、慶應義塾大学法科大学院は186人・60.00%、早稲田大学法科大学院は174人・44.73%、一橋大学法科大学院は121人・67.22%となっている。このように、本法科大学院と競合校はこれまで全国トップクラスで司法試験合格者を輩出しており、学力の類似性は高いといえる。

○競合校との比較分析

・教育内容と方法

法科大学院の教育内容については、専門職大学院設置基準に定められているとおり、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものとしているため、他の法科大学院と大きく内容が変わることはない。特に、教育課程の編成方針や授業科目、授業を行う学生数については、細かく定められており、専門職大学院認証評価においても厳格に評価されている。

競合校との比較分析において、本法科大学院の特色ある教育内容・方法としては、地方大学と連携し、ICT技術を活用した「地域と法」をテーマとする科目が充実していることが挙げられる。当該授業科目においては、法科大学院が廃止された地方国立大学である琉球大学・鹿児島大学・島根大学・静岡大学等と連携することで、地方における教育経験を本研究科の教育に取り入れるとともに、地方における法曹養成及び法曹リカレント教育の継続を図り、これまでのICT教育に関する研究成果をさらに発展させることを目的としている。この取組については、「市井にあまねく法律サービスをいきわたらせる」という本法科大学院の教育理念に基づくものであり、競合校との比較分析の観点から大きな特長といえる。

・入試（競合校の受験時期、入学手続時期との関係）

入学試験の実施時期については、多くの法科大学院受験生が受験する一般選抜を中心に比較すると、例年8月～9月に本法科大学院、慶應義塾大学法科大学院、早稲田大学法科大学院の順に入試を実施している。合格発表については、いずれの大学も9月～10月に行っている。国立大学である東京大学法科大学院と一橋大学法科大学院は例年11月の同一日に入試を実施しているため、受験生が私立の競合法科大学院を併願した場合は、学生は合否が判明している状態で、国立大学の法科大学院入試を受験することとなる。

入学手続のうち、入学金納入期限については、本法科大学院と慶應義塾大学法科大学院は9月下旬となっているが、早稲田大学法科大学院は12月初旬となっている。国立大学の合格発表前に本法科大学院の納入期限を迎えるが、手続率は大きな変動がなく推移していることから、国立大学との併願者であっても本法科大学院へ入学金納入手続を進めるケースが多い状況にある。入学試験の実施から入学手続の終了までの期間において、他の競合校と重複する日程となっているが、入学志願者数及び入学者数は一昨年より増加傾向にあることから、学生の確保にあたって適切な日程設定であると考えている。

・学生納付金、奨学制度などの修学支援の内容

本法科大学院の初年度学生納付金は、入学金300,000円、在学料1,000,000円及び施設設備費300,000円の計1,600,000円に設定している。これは本法科大学院と競合する慶應義塾大学法科大学院の1,722,140円や早稲田大学法科大学院の1,460,000円と同水準である。

また、本法科大学院の奨学制度として、「中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度」を整備しており、在学生の約 60%が受給している。本制度は在学料 1,300,000 円の在学料及び施設設備費相当額またはその半額相当額の給付型奨学金であり、実質的には在学料全額免除または半額免除に値する修学支援制度となっている。この奨学金を受給し進学した場合、私立大学だけでなく国立大学の法科大学院と比べ同等もしくは低い学費で修学することが可能となっている。

さらに、5 年一貫型選抜を経て優秀な成績を修めて入学した学生に対し、前述の「中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度」と並行して「中央大学法曹会特別奨励生」として年間 100 万円（既修者コース在学 2 年間）を給付し、資金面において更なる学修支援の強化を図っている。

競合法科大学院の修学支援としては、慶應義塾大学法科大学院では、入学試験成績優秀者総数 16 人に対して、学費のうち授業料を全額免除している。また早稲田大学法科大学院においては、「稲門法曹奨学金」として、年間授業料相当額を 13 人、秋学期授業料相当額を 27 人、秋学期授業料相当額の半額を 20 人に給付している。本法科大学院に通学する学生の大半が奨学金を受給していることを踏まえると、競合の私立大学法科大学院と比較において、経済負担の面で本法科大学院は優位性を確保しているといえる。

・就職支援の内容

国立の法科大学院においては、大学全体として学部生と共通のキャリアサポート体制を整備しているケースが多く、東京大学法科大学院においては「キャリアサポート室」、一橋大学法科大学院においては「キャリア支援室」が、学生面談や職活動支援イベント等を行っている。

一方、私立の法科大学院においては、法科大学院生に特化した独自の就職支援を行っているケースが多い。慶應義塾大学法科大学院においては、法科大学院内に修了生フォローアップ委員会を設置し、法律事務所や企業等の説明会、修了生に向けた就職関連情報の提供等を行っている。早稲田大学法科大学院においては、卒業生組織（稲門法曹会、早稲田ロースクール稲門会）と連携して「就職情報交換会」を開催し、法曹界、企業法務部や官公庁で活躍する修了生が就職に関する情報提供を行っている。

本法科大学院においても、在学生・修了生のキャリア支援を組織的に対応すべく、法科大学院独自の「リーガル・キャリア・サポート委員会」を設置し、専門のスタッフを配置して手厚い就職支援を行っている。リーガル・キャリア・サポート委員会では、中央大学出身の法曹で組織される「中央大学法曹会」及び法科大学院修了生で組織される「中央大学法科大学院同窓会」といった卒業生組織の協力のもと、法曹界のみならず官公庁・民間企業等の広範なネットワークを駆使し、官公庁、民間企業などの関係者自らが業務内容や活動を紹介する説明会、学生と交流する懇談会などを独自に企画・開催している。

以上のとおり、競合の私立大学法科大学院との比較において、遜色の無い就職支援内容となっている。

イ 競合校の入学志願動向等

本法科大学院と競合校の過去 3 年間の入学志願状況等（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率）は文部科学省「法科大学院等特別委員会（第 113 回）配布資料『各法科大学院の令和元年度～令和 5 年度入学者選抜実施状況等』【資料 14】」のとおりである。ここでは定員と志願者数が

同規模である競合校の慶應義塾大学法科大学院と早稲田大学法科大学院との比較分析を中心に述べる。

受験者数について、本法科大学院、競合校のいずれも、入学定員に比して4倍～5倍程度の受験者を集めている状況にある。入学者数については、本法科大学院は過去3年間で100～130名程度、競合校は同150～190名程度となっている。

定員充足率については、本法科大学院は過去3年間で50～66%、慶應義塾大学法科大学院は同68～85%、早稲田大学法科大学院は同80～93%となっている。競合校における定員充足率に比べ、本法科大学院はやや低い数値となっているが、入学定員を160名に変更することにより、競合校と遜色のない入学定員充足率となることを見込んでいる。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

前項で述べたとおり競合校においても定員未充足が発生している。しかし、志願者・受験者については入学定員の4～5倍を確保しており、厳格な入学者選抜を行っていることがその要因であろう。

法科大学院受験生にとっての進学先選択時の一つの指標は、「司法試験合格率」であり、この司法試験合格率が入学者数、すなわち定員充足率に大きく関わってくる。したがって、定員充足に向けては、優秀な学生に入学してもらうこと、かつ司法試験合格率の上昇により達成されるものと考えている。

①ウの項で述べたように、令和5（2023）年司法試験における本法科大学院の合格率が過年度より上昇（26.1%→39.3%）したことで、直近の令和6（2024）年度入学者選抜においては、法曹養成連携協定が開始されて以降の2年間の平均と比して、入学予定者数が20.3%増加する結果となった。

また、文部科学省「法科大学院等特別委員会（第113回）配布資料『司法試験結果の分析(法科大学院)』」【資料15】のとおり、令和5（2023）年から開始した司法試験在学中受験における本法科大学院の合格率は61.8%であり、司法試験在学中受験以外も含む司法試験合格率よりも22.5%高い状況となっており、5年一貫教育が定着する過程において更なる司法試験合格率の改善が進む見込みである。

以上を踏まえると、今回の収容定員変更を受けて、定員充足率は着実に改善されると見込んでいる。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本法科大学院における初年度の学生納付金は、入学金300,000円（本学学部卒業生は半額）、在学料（年間）1,000,000円及び施設設備費300,000円の計1,600,000円となっている。

学生納付金の設定にあたっては、本学の既設学部及び研究科の学生納付金の設定状況に加えて、他大学の類似研究科における設定状況を勘案しつつ設定している。直近における学生納付金の改定としては、令和2（2020）年度以前の入学生については初年度の学生納付金が計2,000,000円であったところ、競合校の慶應義塾大学法科大学院（1,722,140円）や早稲田大学法科大学院（1,460,000円）と同水準に設定するべく、在学料を400,000円減額し、上記のとおり初年度の学生納付金が計1,600,000円となるように改定を行った。

なお、入学金については、本学の学部等の卒業生については半額減免とし、150,000円に設定している。本法科大学院の入学者のうち約半数が入学金減免の対象となっており、対象学生が初年度に支

払う学生納付金の総額は 1,450,000 円となる。この金額は競合校の慶應義塾大学法科大学院や早稲田大学法科大学院を含め、入学定員 100 名以上の私立大学法科大学院との比較において、最も廉価となっている。

この入学金減免制度に加えて、約 60%の入学生が「中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度」の奨学金受給対象者となっていることから、多くの入学生がこの奨学金を受給することで、他の私立大学法科大学院さらには国立大学法科大学院に入学した場合より経済負担が軽くなるよう設定している。本法科大学院が設定する学生納付金額は、競合校との比較において競争力を持つ設定となっていると考えている。

③先行事例分析

本項では、法科大学院における定員削減の事例について述べる。

文部科学省の通達により平成 16 (2004) 年度に全国に開設された法科大学院は、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院の一つとして設置された。文部科学省「法科大学院等特別委員会 (第 113 回) 配布資料『法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等』【資料 7】」のとおり、設置当初の平成 16 (2004) 年度入学者選抜では、全国で 72,800 人の志願者数であったが、翌平成 17 (2005) 年度の志願者数は前年の半分に近い 41,756 人となり、平成 28 (2016) 年頃からは 8,000 人台まで志願者が減少する状況が続いた。しかし、令和 4 (2022) 年度入学者より在学中の司法試験受験が可能となったことに加え、法曹コース (3 + 2) の制度開始により志願者が増加傾向となり、令和 5 (2023) 年度における志願者数は 12,174 人まで回復したところである。

志願者数減少に応じて全国の法科大学院の総定員も削減されており、設立当初は定員 5,590 人だったが、令和 5 (2023) 年度には半分以下の 2,197 人となっている。競合校においては、早稲田大学法科大学院が平成 28 年 (2016) 年度に 270 人から 230 人、平成 29 年 (2017) 年度に 230 人から 200 人へと入学定員を削減し、慶應義塾大学法科大学院においては、平成 29 年 (2017) 年度に入学定員を 230 人から 220 人に減少させている。しかし、こうした定員削減にも関わらず、競合校においても入学定員を充足するに至っていない。この要因については、上記②イ及びウで述べたとおり、競合校においても本法科大学院と同様に定員充足より「入学者選抜の厳格化」を優先する方針をとっていることに起因すると分析している。

本法科大学院においても、平成 23 (2011) 年度 (300 名→270 名)、平成 28 (2016) 年度 (270 名→240 名)、平成 30 (2018) 年度 (240 名→200 名) と過去 3 度にわたって入学定員を削減してきた。上記①ウで述べた通り、過去においては定員充足を目的とした合格者数の拡大を図ったこともあったが、教育の質保証の観点から、定員充足のみを目的とした入学者の確保を行わずに定員を削減することで優秀な学生の確保に努めてきた。本申請による定員変更もこれらの方針を踏襲するものである。

このように本法科大学院と競合校においては、厳格な入学者選抜を通じた優秀な学生の争奪戦が続いている。そのような状況下、上記②ウで述べたとおり令和 5 (2023) 年度から始まった司法試験の「在学中受験」においては、本法科大学院の合格率は 61.8%と良好な結果が得られている。同数値について、競合校である慶應義塾大学法科大学院は 68.4%、早稲田大学法科大学院は 57.5%となっており、本法科大学院生の学力層は上昇傾向にあると考えている。そのような点を踏まえると、今

後は司法試験合格率の改善が見込まれるため、司法試験の総志願者数の回復傾向とあいまって、本法科大学院の定員充足率も改善に向かうと考えている。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

上述のとおり、近年の全国の法科大学院入学志願者数は下げ止まりを見せているものの、司法試験合格者数が内閣官房の法曹養成制度改革推進室の提言を受けて1,500人程度とされていることを踏まえ、今後の志願者数の大幅な増加は見込めない状況にある。そのため、本法科大学院の重要課題は、志願者の中からいかに優秀な学生に入学してもらうかにあると考えている。

法科大学院受験生にとっての進学先選択時の重要指標は、在学中受験が開始されるまでは司法試験合格率、とりわけ法学既修者の修了1年目合格率であった。本法科大学院はそれらの指標について競合校と比して高いとは言い難い状況にあり、毎年入学定員の4～5倍程度の受験者数を確保しているにも関わらず、過去5年間の本法科大学院の定員充足率は59.2%に留まる大きな要因となっているものと分析している。

繰り返し述べているとおり、本法科大学院においては、教育の質を担保する観点から「将来、司法試験に合格し得る資質があると判断される受験生」のみに合格を出し、単に定員充足を目的とした更なる合格者数の拡大を採用しない方針をとっている。今回の収容定員の変更は、これまで過去3回にわたって入学定員を漸減し、並行して入試制度改革を行うことで優秀な学生の確保に努めてきた考え方を踏襲するものであり、本申請による定員変更に係る学則変更の認可後においても、合格者の水準や合格者数の変更は行わない予定である。

一方で、直近の令和6(2024)年度入学者選抜においては、法曹養成連携協定が開始されて以降の2年間の平均と比して、入学予定者数が20.3%増加した(入学完了手続時点)。この要因としては、令和5(2023)年司法試験における本法科大学院の合格者数及び合格率が前年度と比して伸びたことにあると分析しており、その元を辿ると、本法科大学院で行ってきた様々な教育改革や法曹養成連携協定を前提とした取組の成果が上がっているものと考えている。

今後においても、定員削減とあわせて教育の質向上に向けた各種取組を継続していくことで、司法試験の合格者数増加及び合格率の向上が期待され、その結果としてより優秀な入学者が確保されることを見込んでいる。具体的な数値としては、定員充足率を75%以上、すなわち最低でも120名以上の入学者を確保できるものと考えている。

以上に述べた内容を踏まえ、本申請における定員変更後の入学定員を160名として設定するものである。

学生の確保の見通し等を記載した書類

資料目次

資料1	第23回法曹養成制度改革顧問会議：【資料2】法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ） （抜粋）	2
資料2	令和2年6月22日 文部科学省 高等教育局 専門教育課 通達：【別添2】法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）（抜粋）	3
資料3	2022年度弁護士白書：弁護士1人あたりの民事事件・家事事件数比較	5
資料4	中央大学法科大学院入学者の社会人割合（過去3年分）	6
資料5	中央教育審議会大学分科会（第174回）：【資料5-1】大学入学者数等の将来推計について（抜粋）	7
資料6	法科大学院等特別委員会（第113回）：【資料4】法学分野の大学・大学院・研究者に関するデータ （抜粋）	14
資料7	法科大学院等特別委員会（第113回）：【参考資料5】法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等（抜粋）	15
資料8	中央大学法科大学院 出身大学（学部）所在地別入学者数（2019～2023年度）	16
資料9	既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）	17
資料10	大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）【支援1】 事業概要	18
資料11	既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	20
資料12	競合校比較データ集	21
資料13	法科大学院等特別委員会（第113回）：【資料2-7】法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）	24
資料14	法科大学院等特別委員会（第113回）：【参考資料9】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	25
資料15	法科大学院等特別委員会（第113回）：【資料2-5】司法試験結果の分析（法科大学院）（抜粋）	26

平成27年6月30日

法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）

内閣官房法曹養成制度改革推進室において行った調査により判明した法的需要の状況及び弁護士活動状況に照らすと、法曹人口は、全体として今後も増加させていくことが相当であると考えられる。

そこで、新たに養成し、輩出される法曹の数として相当と考えられる規模について検討すると、現行の法曹養成制度の下で、これまで、司法試験合格者数（平成23年までは新司法試験合格者数）でいえば、おおむね毎年1,800人ないし2,100人程度の規模の数を輩出しているところ、この規模については、現状において、新たに法曹となる資格を得た者のうち多くのものが、社会における法的需要に対応した活動の場を得ているという点で、一定の相当性を認めることができる。他方、前記の法的需要に影響を及ぼし得る社会的・経済的な外的諸事情に流動的な要素もあることからすれば、相当と考えられる法曹の輩出規模はある程度の幅を持ったものとして考えるべきである。

その上で、法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると、法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である1,500人程度にまで縮小する事態も想定せざるを得ない。そればかりか、このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない。

しかし、司法制度改革において掲げられた法の支配を全国あまねく実現するという理念の下で、今後も、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化の進展が必要であることに変わりはない。そのことからすれば、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

令和2年6月22日
文部科学省
高等教育局専門教育課

1. 趣旨

これまでも法曹は「国民の社会生活上の医師」と呼ばれ、社会において重要な役割を担ってきたが、予測困難な時代を前に、法的な素養により社会課題の解決に取り組む法曹の活動領域は更に広がっており、社会から期待される役割は大きい。こうした法曹の養成については、そのための中核的な教育機関を核としつつも、法曹関係者を始め社会全体で取り組んでいく必要がある。

政府としては、文部科学省を中心として、法曹養成連携協定制度の導入をはじめとする今般の制度改革を着実に進めることにより、法科大学院等が全体として下記の定量的な数値目標（以下、「KPI¹」という。）を達成することができるよう充実した法科大学院等の教育が行われることを目指す。また、これにより、法科大学院制度を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の有効性を高め、もって優れた資質・能力を有する者がより多く法曹を志望し、入学することを目指す。

当該KPIが法科大学院等全体として達成されるよう、各法科大学院等においては、それぞれの実情に応じた数値目標を定め、その結果を踏まえながら不断の改善・充実に努めていくことが求められるとともに、社会全体としても、法科大学院等を支援することが必要となる。

2. 項目**○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標****(1) 累積合格率****a. 全体**

・令和6年度（2024年度） 70%以上

・令和11年度（2029年度） 75%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率 64.8%

平成25年度 // 65.7%

平成24年度 // 63.1%

b. 未修者

・令和6年度（2024年度） 50%以上

・令和11年度（2029年度） 55%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率 49.5%

平成25年度 // 46.9%

平成24年度 // 47.7%

¹ Key Performance Indicator

(2) 修了後1年目までの司法試験合格率(在学中合格含む)

- ・令和6年度(2024年度) 50%以上
- ・令和11年度(2029年度) 55%以上

(参考) 平成30年度修了者の修了後1年目の合格率	47.4%
平成29年度	// 39.8%
平成28年度	// 38.8%

(3) 法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率(在学中合格含む)

- ・令和6年度(2024年度) 65%以上
- ・令和11年度(2029年度) 70%以上

(参考) 平成30年度修了者のうち、

早期卒業及び飛び入学により入学した者の修了後1年目合格率	62.5%
	(25/40人)
平成29年度修了者のうち、	// 56.3%
	(18/32人)
平成28年度修了者のうち、	// 57.1%
	(12/21人)
平成17~30年度修了者のうち、	// 57.9%
	(99/171人)

※いずれも既修者コース出身者のみ

○ 法科大学院入学者数目標

- ・令和6年度(2024年度) 2,000人以上
- ・令和11年度(2029年度) 2,200人以上

(参考) 令和元年度入学者数	1,862人
平成30年度入学者数	1,621人
平成29年度入学者数	1,704人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。

○資料3（2022年度弁護士白書：弁護士1人あたりの民事事件・家事事件数比較）

【省略】

1 書類等の題名

弁護士白書 2022年度版 弁護士1人あたりの民事事件・家事事件数比較

2 出典

日本弁護士連合会ウェブサイト

3 引用範囲

弁護士白書 2022年度版（37ページ）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2022/1-2-2.pdf>

4 その他の説明

東京都において法曹人材養成に対して高い需要が存在していることを示す根拠資料として引用した。

以上

○資料4（中央大学法科大学院入学者の社会人割合（過去3年分））

【省略】

1 書類等の題名

中央大学法科大学院入学者の社会人割合（過去3年分）

2 出典

本学専門職大学院事務室所持データ

3 その他の説明

本内容は、学内資料（学外秘）であり【省略】とする。

以上

大学入学者数等の将来推計について①【推計の考え方】

資料5-1

推計の考え方

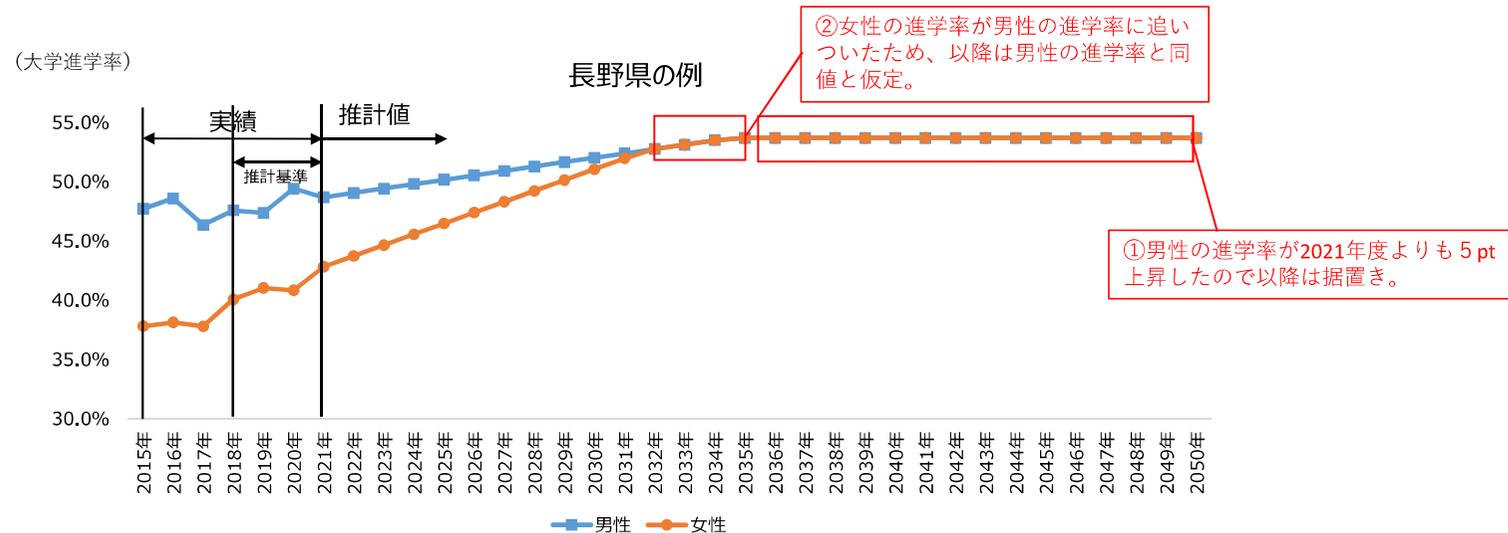
将来の大学入学者数(E)は、推計18歳人口(B)に推計大学進学率(A)を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数(C)に、外国人留学生(D)等を足すことによって求められる。

A.大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

(例外)

- ①男性の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、+5ptを上限として以降据置き。
- ②女性の進学率が男性の進学率を上回った場合、以降を男性の進学率と同値と仮定。
- ③進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。



2040年～2050年の進学率・進学者数推計結果

- 急速な人口減少に伴い、大学進学率の伸長を加味したとしても、**2040年代の各都道府県の大学進学者数の合計は40万人台。**
- 外国人留学生の数を加えても**、現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、**定員充足率は80%を割る年も見られた。**
- 外国人留学生受入れ推進により、外国人留学生数がOECD並みになったとしても定員充足率は80%を超える程度、**G7並みになったとしても**、現在の大学の入学定員の総数（令和4年度 626,532人）と約10万人のギャップがある。

【外国人留学生比率が現状のまま（3.07%）であった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
進学率	59.61%	59.68%	59.75%	59.82%	59.88%	59.94%	60.00%	60.06%	60.12%	60.17%	60.22%
(a) 進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b) 留学生等	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096
(c) その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	510,110	492,922	497,833	498,693	496,991	497,305	498,714	499,852	500,390	500,256	499,372
定員充足率	81.81%	79.05%	79.84%	79.98%	79.71%	79.76%	79.98%	80.17%	80.25%	80.23%	80.09%

【外国人留学生比率がOECD平均（4.77%）となった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
(a) 進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b) 留学生等	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598
(c) その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	519,612	502,424	507,335	508,195	506,494	506,808	508,216	509,355	509,893	509,759	508,875
定員充足率	83.34%	80.58%	81.37%	81.50%	81.23%	81.28%	81.51%	81.69%	81.78%	81.75%	81.61%

【外国人留学生比率がG7平均（8.08%）となった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
(a) 進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b) 留学生等	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084
(c) その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	538,098	520,910	525,821	526,681	524,980	525,293	526,702	527,841	528,378	528,244	527,360
定員充足率	86.30%	83.54%	84.33%	84.47%	84.20%	84.25%	84.47%	84.65%	84.74%	84.72%	84.58%

(参考) 2040年の各都道府県進学者数等推計 (2021年基準) ①

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
18歳人口【2021】	45,007	11,830	11,379	20,998	8,171	10,269	17,622	27,454	18,417	18,806	64,508	54,908
高校等卒業生数【2021】	40,596	11,056	10,585	19,412	7,586	9,555	16,130	25,234	17,183	16,849	56,216	49,294
大学進学者数【2021】	21,039	4,975	4,460	9,982	3,345	4,097	7,215	14,797	9,063	8,971	35,056	30,362
大学進学率【2021】	46.7%	42.1%	39.2%	47.5%	40.9%	39.9%	40.9%	53.9%	49.2%	47.7%	54.3%	55.3%
大学進学率(国公私別)【2021】	10.0% : 3.4% : 33.4%	12.0% : 5.1% : 25.0%	11.2% : 5.4% : 22.6%	9.3% : 2.6% : 35.6%	14.4% : 4.4% : 22.2%	11.0% : 2.7% : 26.2%	7.6% : 3.2% : 30.1%	8.5% : 2.1% : 43.3%	8.5% : 2.0% : 38.8%	7.9% : 3.7% : 36.0%	4.2% : 0.9% : 49.3%	4.3% : 0.6% : 50.4%
短大進学率【2021】	4.1%	4.8%	4.2%	4.6%	5.9%	4.7%	5.0%	2.7%	4.0%	4.2%	3.5%	3.1%
専門学校進学率(現役)【2021】	20.8%	14.8%	17.8%	16.2%	16.5%	18.1%	15.6%	17.2%	16.9%	15.5%	16.1%	17.6%
大学数【2021】	37	10	6	14	7	6	8	10	9	15	27	27
大学数(国公私別)【2021】	7 : 6 : 24	1 : 2 : 7	1 : 1 : 4	2 : 1 : 11	1 : 3 : 3	1 : 2 : 3	1 : 2 : 5	3 : 1 : 6	1 : 0 : 8	1 : 4 : 10	1 : 1 : 25	1 : 1 : 25
入学定員【2021】	18,806	3,363	2,509	11,511	2,090	2,766	3,579	6,461	4,668	5,785	28,855	25,751
入学定員(国公私別)【2021】	5,600 : 1,345 : 11,861	1,322 : 516 : 1,525	1,030 : 440 : 1,039	2,722 : 420 : 8,369	955 : 665 : 470	1,663 : 145 : 958	945 : 599 : 2,035	3,760 : 170 : 2,531	910 : 0 : 3,758	1,098 : 1,482 : 3,205	1,535 : 395 : 26,925	2,592 : 180 : 22,979
大学入学者数【2021】	19,119	3,407	2,544	11,713	2,075	2,792	3,451	6,697	4,823	5,983	28,847	27,402
(国公私別)【2021】	5,756 : 1,434 : 11,929	1,371 : 549 : 1,487	1,068 : 473 : 1,003	2,779 : 453 : 8,481	985 : 694 : 396	1,690 : 148 : 954	991 : 605 : 1,855	3,829 : 171 : 2,697	929 : 0 : 3,894	1,142 : 1,551 : 3,290	1,598 : 406 : 26,843	2,635 : 180 : 24,587
県外から流入【2021】	4,954	1,363	1,281	6,061	1,194	1,868	1,822	3,727	2,639	3,249	18,497	17,051
県内から流出【2021】	6,874	2,931	3,197	4,330	2,464	3,173	5,586	11,827	6,879	6,237	24,706	20,011
流出入差(流入-流出)【2021】	-1,921	-1,568	-1,916	1,731	-1,270	-1,305	-3,764	-8,101	-4,240	-2,988	-6,209	-2,961
自県進学率【2021】	67.3%	41.1%	28.3%	56.6%	26.3%	22.6%	22.6%	20.1%	24.1%	30.5%	29.5%	34.1%
18歳人口推計【2040】	28,500	6,466	6,434	13,971	4,306	5,967	10,142	17,097	11,623	11,517	46,401	39,801
大学進学者数推計【2040】	16,213	2,905	2,719	7,090	1,996	2,522	4,661	10,443	5,943	5,833	27,982	24,374
大学進学率推計【2040】	56.9%	44.9%	42.3%	50.7%	46.3%	42.3%	46.0%	61.1%	51.1%	50.7%	60.3%	61.2%
大学入学者数推計【2040】	15,553	2,772	2,070	9,529	1,688	2,271	2,807	5,448	3,924	4,867	23,468	22,292
(国公私別)【2040】	4,683 : 1,167 : 9,704	1,115 : 447 : 1,210	869 : 385 : 816	2,261 : 369 : 6,899	801 : 565 : 322	1,375 : 120 : 776	806 : 492 : 1,509	3,115 : 139 : 2,194	756 : 0 : 3,168	929 : 1,262 : 2,676	1,300 : 330 : 21,837	2,144 : 146 : 20,002
入学定員充足率推計【2040】	82.7%	82.4%	82.5%	82.8%	80.8%	82.1%	78.4%	84.3%	84.1%	84.1%	81.3%	86.6%
(国公私別)【2040】	83.6% : 86.7% : 81.8%	84.4% : 86.6% : 79.3%	84.4% : 87.5% : 78.5%	83.1% : 87.7% : 82.4%	83.9% : 84.9% : 68.5%	82.7% : 83.0% : 81.0%	85.3% : 82.2% : 74.2%	82.8% : 81.8% : 86.7%	83.1% : - : 84.3%	84.6% : 85.1% : 83.5%	84.7% : 83.6% : 81.1%	82.7% : 81.4% : 87.0%

(参考) 2040年の各都道府県進学者数等推計 (2021年基準) ②

	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
18歳人口【2021】	104,150	78,433	19,807	9,656	10,574	7,584	7,768	20,242	20,034	34,622	71,537	17,458
高校等卒業生数【2021】	101,997	67,477	18,071	8,898	10,073	7,246	7,874	18,424	17,986	31,948	63,402	15,401
大学進学者数【2021】	78,180	44,498	8,698	4,561	5,607	4,104	5,018	9,269	9,760	16,879	38,573	7,864
大学進学率【2021】	75.1%	56.7%	43.9%	47.2%	53.0%	54.1%	64.6%	45.8%	48.7%	48.8%	53.9%	45.0%
大学進学率(国公私別)【2021】	6.7% 1.0% 67.3%	3.7% 1.2% 51.8%	9.6% 4.0% 30.4%	13.5% 5.6% 28.2%	13.7% 5.2% 34.1%	14.6% 6.3% 33.3%	9.5% 5.7% 49.4%	8.5% 4.1% 33.2%	9.1% 3.2% 36.4%	8.4% 3.9% 36.4%	9.6% 3.0% 41.3%	8.7% 2.5% 33.8%
短大進学率【2021】	1.9%	2.9%	3.8%	6.4%	5.7%	4.8%	5.4%	6.9%	5.4%	3.5%	3.1%	4.9%
専門学校進学率(現役)【2021】	11.8%	14.7%	24.6%	15.8%	13.5%	13.9%	17.9%	19.5%	12.4%	15.7%	12.1%	12.8%
大学数【2021】	146	32	22	5	14	6	7	11	13	14	52	7
大学数(国公私別)【2021】	12 2 132	2 2 28	3 4 15	1 1 3	2 4 8	1 2 3	1 2 4	1 4 6	1 3 9	2 4 8	4 3 45	1 1 5
入学定員【2021】	153,377	44,893	6,699	2,575	6,502	2,300	4,169	4,020	4,940	8,090	41,964	3,190
入学定員(国公私別)【2021】	9,716 1,570 142,091	1,662 1,130 42,101	2,467 765 3,467	1,770 495 310	1,726 590 4,186	855 450 995	825 990 2,354	1,978 960 1,082	1,240 200 3,500	2,145 935 5,010	3,976 1,764 36,224	1,310 100 1,780
大学入学者数【2021】	153,519	45,619	6,592	2,588	6,492	2,362	4,245	4,163	4,825	7,970	42,461	3,303
(国公私別)【2021】	10,055 1,592 141,872	1,697 1,174 42,748	2,547 826 3,219	1,832 480 276	1,764 620 4,108	895 485 982	851 1,075 2,319	2,023 1,007 1,133	1,265 220 3,340	2,166 1,051 4,753	4,092 1,830 36,539	1,335 102 1,866
県外から流入【2021】	100,599	28,384	3,132	1,640	3,813	1,083	3,012	2,276	2,679	3,165	14,960	1,554
県内から流出【2021】	25,261	27,263	5,238	3,613	2,928	2,825	3,785	7,382	7,614	12,074	11,072	6,115
流出入差(流入-流出)【2021】	75,339	1,121	-2,106	-1,973	885	-1,742	-773	-5,106	-4,935	-8,909	3,888	-4,561
自県進学率【2021】	67.7%	38.7%	39.8%	20.8%	47.8%	31.2%	24.6%	20.4%	22.0%	28.5%	71.3%	22.2%
18歳人口推計【2040】	102,821	57,768	12,502	6,165	7,369	5,142	5,006	12,557	12,172	21,904	54,496	11,241
大学進学者数推計【2040】	82,811	35,649	6,084	3,355	4,423	3,121	3,669	6,738	6,854	10,888	31,686	5,508
大学進学率推計【2040】	80.5%	61.7%	48.7%	54.4%	60.0%	60.7%	73.3%	53.7%	56.3%	49.7%	58.1%	49.0%
大学入学者数推計【2040】	124,890	37,112	5,363	2,105	5,281	1,922	3,453	3,387	3,925	6,484	34,543	2,687
(国公私別)【2040】	8,180 1,295 115,415	1,381 955 34,776	2,072 672 2,619	1,490 390 225	1,435 504 3,342	728 395 799	692 875 1,887	1,646 819 922	1,029 179 2,717	1,762 855 3,867	3,329 1,489 29,725	1,086 83 1,518
入学定員充足率推計【2040】	81.4%	82.7%	80.1%	81.8%	81.2%	83.5%	82.8%	84.2%	79.5%	80.1%	82.3%	84.2%
(国公私別)【2040】	84.2% 82.5% 81.2%	83.1% 84.5% 82.6%	84.0% 87.8% 75.5%	84.2% 78.9% 72.4%	83.1% 85.5% 79.8%	85.2% 87.7% 80.3%	83.9% 88.3% 80.1%	83.2% 85.3% 85.2%	83.0% 89.5% 77.6%	82.1% 91.4% 77.2%	83.7% 84.4% 82.1%	82.9% 83.0% 85.3%

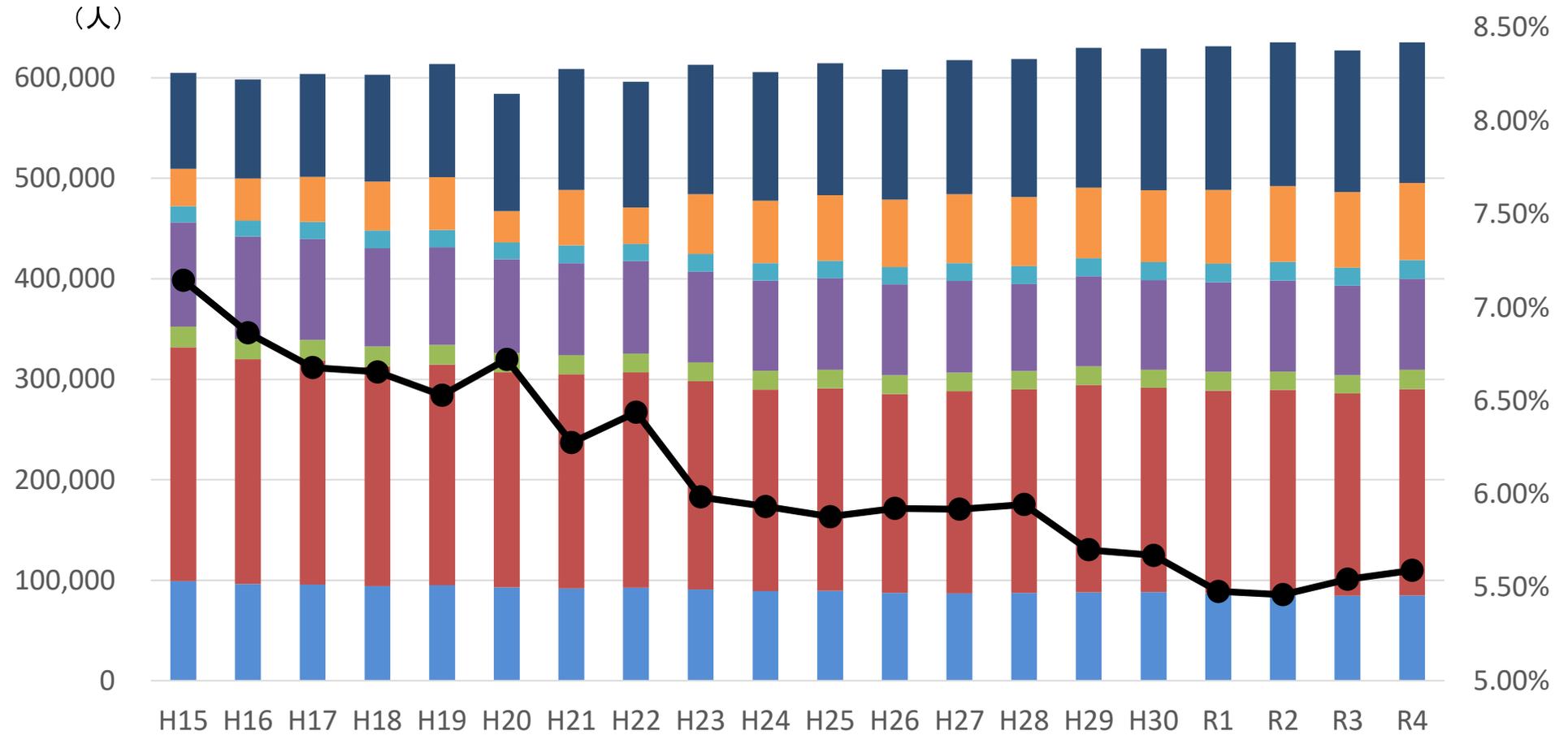
(参考) 2040年の各都道府県進学者数等推計 (2021年基準) ③

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
18歳人口【2021】	14,328	23,145	79,549	51,482	12,973	8,809	5,195	6,233	18,190	26,108	12,219	6,581
高校等卒業生数【2021】	12,836	22,526	71,803	45,157	11,585	8,163	4,820	6,014	17,342	22,985	10,855	6,054
大学進学者数【2021】	7,185	15,965	47,469	29,769	7,877	4,366	2,177	2,748	9,328	14,387	4,706	3,246
大学進学率【2021】	50.1%	69.0%	59.7%	57.8%	60.7%	49.6%	41.9%	44.1%	51.3%	55.1%	38.5%	49.3%
大学進学率(国公私別)【2021】	6.7% : 3.3% : 40.1%	8.6% : 4.2% : 56.1%	5.9% : 3.0% : 50.7%	8.9% : 4.2% : 44.8%	10.5% : 3.9% : 46.3%	9.5% : 3.9% : 36.2%	14.2% : 5.1% : 22.6%	12.5% : 7.0% : 24.6%	12.7% : 4.2% : 34.4%	11.4% : 5.2% : 38.5%	10.0% : 4.9% : 23.6%	16.0% : 3.4% : 29.9%
短大進学率【2021】	4.7%	4.1%	4.6%	3.6%	4.2%	4.0%	7.2%	5.0%	4.0%	2.9%	4.5%	4.0%
専門学校進学率(現役)【2021】	15.3%	13.1%	13.7%	12.1%	11.2%	16.6%	18.0%	20.1%	17.3%	10.7%	14.2%	14.9%
大学数【2021】	9	34	56	36	11	5	3	2	18	21	10	4
大学数(国公私別)【2021】	2 : 1 : 6	3 : 4 : 27	2 : 2 : 52	2 : 4 : 30	3 : 2 : 6	1 : 1 : 3	1 : 1 : 1	1 : 1 : 0	1 : 2 : 15	1 : 5 : 15	1 : 3 : 6	2 : 0 : 2
入学定員【2021】	7,548	35,123	54,721	27,777	4,858	2,035	1,519	1,617	9,905	13,399	4,211	2,893
入学定員(国公私別)【2021】	945 : 600 : 6,003	3,706 : 1,046 : 30,371	4,155 : 2,863 : 47,703	2,690 : 1,902 : 23,185	730 : 348 : 3,780	890 : 280 : 865	1,139 : 300 : 80	1,157 : 460 : 0	2,195 : 550 : 7,160	2,336 : 1,570 : 9,493	1,917 : 1,084 : 1,210	1,388 : 0 : 1,505
大学入学者数【2021】	7,661	35,049	56,375	27,050	4,777	2,038	1,554	1,682	9,068	13,328	4,306	2,638
(国公私別)【2021】	957 : 625 : 6,079	3,820 : 1,082 : 30,147	4,278 : 2,943 : 49,154	2,767 : 1,897 : 22,386	770 : 348 : 3,659	939 : 281 : 818	1,161 : 315 : 78	1,206 : 476 : 0	2,257 : 577 : 6,234	2,407 : 1,677 : 9,244	1,965 : 1,113 : 1,228	1,422 : 0 : 1,216
県外から流入【2021】	6,052	26,717	28,439	13,866	3,648	1,261	1,223	1,203	5,111	5,662	3,090	1,455
県内から流出【2021】	5,576	7,633	19,533	16,585	6,748	3,589	1,846	2,269	5,371	6,721	3,490	2,063
流出入差(流入-流出)【2021】	476	19,084	8,906	-2,719	-3,100	-2,328	-623	-1,066	-260	-1,059	-400	-608
自県進学率【2021】	22.4%	52.2%	58.9%	44.3%	14.3%	17.8%	15.2%	17.4%	42.4%	53.3%	25.8%	36.4%
18歳人口推計【2040】	10,577	16,391	57,966	35,927	8,025	5,623	3,616	4,373	13,161	18,831	7,908	4,327
大学進学者数推計【2040】	6,243	12,389	40,022	23,042	5,548	3,279	1,754	2,040	7,694	10,398	3,046	2,298
大学進学率推計【2040】	59.0%	75.6%	69.0%	64.1%	69.1%	58.3%	48.5%	46.7%	58.5%	55.2%	38.5%	53.1%
大学入学者数推計【2040】	6,232	28,513	45,862	22,006	3,886	1,658	1,264	1,368	7,377	10,843	3,503	2,146
(国公私別)【2040】	779 : 508 : 4,945	3,108 : 880 : 24,525	3,480 : 2,394 : 39,988	2,251 : 1,543 : 18,211	626 : 283 : 2,977	764 : 229 : 665	944 : 256 : 63	981 : 387 : 0	1,836 : 469 : 5,071	1,958 : 1,364 : 7,520	1,599 : 905 : 999	1,157 : 0 : 989
入学定員充足率推計【2040】	82.6%	81.2%	83.8%	79.2%	80.0%	81.5%	83.2%	84.6%	74.5%	80.9%	83.2%	74.2%
(国公私別)【2040】	82.4% : 84.7% : 82.4%	83.9% : 84.2% : 80.8%	83.8% : 83.6% : 83.8%	83.7% : 81.1% : 78.5%	85.8% : 81.4% : 78.7%	85.8% : 81.6% : 76.9%	82.9% : 85.4% : 79.3%	84.8% : 84.2% : -	83.6% : 85.3% : 70.8%	83.8% : 86.9% : 79.2%	83.4% : 83.5% : 82.8%	83.3% : - : 65.7%

(参考) 2040年の各都道府県進学者数等推計 (2021年基準) ④

	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	その他
18歳人口【2021】	9,310	12,483	6,184	46,524	8,412	12,691	16,741	10,244	10,517	15,625	16,363	
高校等卒業者数【2021】	8,593	11,445	5,891	41,516	7,697	11,857	15,073	9,745	9,842	14,227	14,424	
大学進学者数【2021】	4,840	6,144	2,845	22,333	3,455	5,434	7,075	4,091	4,180	6,126	7,002	17,919
大学進学率【2021】	52.0%	49.2%	46.0%	48.0%	41.1%	42.8%	42.3%	39.9%	39.7%	39.2%	42.8%	
大学進学率(国公私別)【2021】	13.5% 3.7% 34.7%	14.8% 4.2% 30.2%	9.9% 6.2% 29.8%	9.3% 3.0% 35.7%	12.3% 2.1% 26.7%	14.2% 5.3% 23.3%	10.1% 3.4% 28.8%	13.5% 4.2% 22.3%	12.8% 4.2% 22.8%	12.0% 2.4% 24.8%	9.6% 3.4% 29.8%	
短大進学率【2021】	4.8%	4.5%	4.3%	4.4%	4.2%	3.8%	3.2%	7.1%	4.7%	7.2%	3.6%	
専門学校進学率(現役)【2021】	15.8%	17.1%	16.1%	16.1%	16.5%	15.5%	18.1%	20.1%	16.1%	19.6%	24.0%	
大学数【2021】	4	5	5	35	2	8	9	5	7	6	8	
大学数(国公私別)【2021】	1 1 2	1 1 3	1 2 2	3 4 28	1 0 1	1 1 6	1 1 7	1 1 3	1 2 4	2 0 4	1 3 4	
入学定員【2021】	2,189	3,860	2,215	25,761	1,818	3,986	5,712	3,520	2,335	3,683	3,972	
入学定員(国公私別)【2021】	1,239 90 860	1,770 100 1,990	1,075 860 280	4,110 1,999 19,652	1,278 0 540	1,641 730 1,615	1,667 480 3,565	1,070 80 2,370	1,035 300 1,000	2,053 0 1,630	1,547 640 1,785	
大学入学者数【2021】	2,092	3,875	2,212	25,963	1,817	3,914	5,643	3,029	2,174	3,652	4,153	
(国公私別)【2021】	1,275 90 727	1,818 100 1,957	1,110 906 196	4,214 2,097 19,652	1,315 0 502	1,657 752 1,505	1,706 505 3,432	1,086 81 1,862	1,064 312 798	2,100 0 1,552	1,567 664 1,922	
県外から流入【2021】	1,260	1,840	1,459	11,422	1,244	1,942	2,357	1,947	1,096	1,601	937	
県内から流出【2021】	4,008	4,109	2,092	7,792	2,882	3,462	3,789	3,009	3,102	4,075	3,786	
流出入差(流入-流出)【2021】	-2,748	-2,269	-633	3,630	-1,638	-1,520	-1,432	-1,062	-2,006	-2,474	-2,849	
自県進学率【2021】	17.2%	33.1%	26.5%	65.1%	16.6%	36.3%	46.4%	26.4%	25.8%	33.5%	45.9%	
18歳人口推計【2040】	6,054	7,871	3,924	38,596	6,114	8,734	12,888	7,335	7,589	11,545	14,641	
大学進学者数推計【2040】	3,517	4,389	2,021	18,989	2,670	4,347	5,566	3,172	3,129	4,808	6,952	19,329
大学進学率推計【2040】	58.1%	55.8%	51.5%	49.2%	43.7%	49.8%	43.2%	43.2%	41.2%	41.6%	47.5%	
大学入学者数推計【2040】	1,702	3,152	1,800	21,121	1,478	3,184	4,591	2,464	1,769	2,971	3,379	
(国公私別)【2040】	1,037 73 591	1,479 81 1,592	903 737 159	3,428 1,706 15,987	1,070 0 408	1,348 612 1,224	1,388 411 2,792	883 66 1,515	866 254 649	1,708 0 1,263	1,275 540 1,564	
入学定員充足率推計【2040】	77.7%	81.7%	81.2%	82.0%	81.3%	79.9%	80.4%	70.0%	75.7%	80.7%	85.1%	
(国公私別)【2040】	83.7% 81.4% 68.8%	83.6% 81.4% 80.0%	84.0% 85.7% 56.9%	83.4% 85.3% 81.4%	83.7% - 75.6%	82.1% 83.8% 75.8%	83.3% 85.6% 78.3%	82.6% 82.4% 63.9%	83.6% 84.6% 64.9%	83.2% - 77.5%	82.4% 84.4% 87.6%	

学部入学者数の推移（学問分野別）



全体	604,785	598,331	603,760	603,054	613,613	584,023	608,731	595,938	612,858	605,390	614,183	608,247	617,507	618,423	629,733	628,821	631,273	635,003	627,040	635,156
うち社会科学系	232,878	223,547	222,937	218,676	219,358	213,984	213,233	214,192	207,179	200,361	201,556	198,030	201,184	202,612	206,331	203,351	201,381	202,257	201,320	205,247
うち法学部（下段は全体に占める割合）	43,215	41,067	40,320	40,132	40,065	39,260	38,206	38,370	36,675	35,920	36,108	36,026	36,552	36,761	35,903	35,667	34,589	34,681	34,760	35,518
	7.15%	6.86%	6.68%	6.65%	6.53%	6.72%	6.28%	6.44%	5.98%	5.93%	5.88%	5.92%	5.92%	5.94%	5.70%	5.67%	5.48%	5.46%	5.54%	5.59%

■ 人文科学
 ■ 社会科学
 ■ 理学
 ■ 工学
 ■ 農学
 ■ 保健
 ■ その他
 ● 入学者全体に占める法学部の割合

文部科学省「学校基本調査」より作成。なお「法学部」のみを集計対象とし、「法経学部」等は含まない。

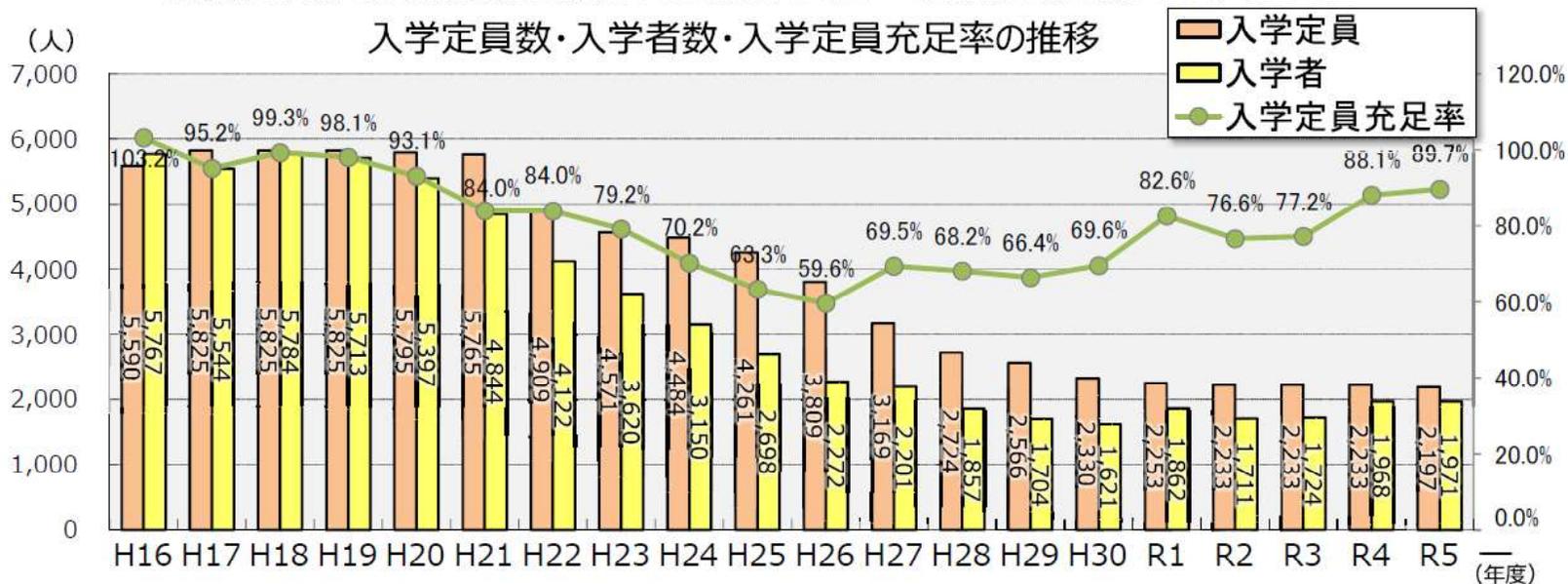
志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

参考資料5

令和5年4月1日現在



※「志願者」とは、「法科大学院に受験願書を提出した者」を指しているため、例えば、1人の学生が2つの法科大学院に出願した場合、2人として計上されている。



資料8 (中央大学法科大学院 出身大学 (学部) 所在地別入学者数 (2019~2023 年度))

【省略】

1 書類等の題名

中央大学法科大学院 出身大学 (学部) 所在地別入学者数 (2019~2023 年度)

2 出典

本学専門職大学院事務室所持データ

3 その他の説明

本内容は、学内資料 (学外秘) であり【省略】とする。

以上

○資料9（既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間））

【省略】

1 書類等の題名

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

2 出典

本学入学センター所持データ

3 その他の説明

本内容は、学外秘情報が含まれるため【省略】とする。

以上

大学・高専機能強化支援事業
(学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援)【支援1】
事業概要

令和5年7月時点

1. 基本情報

選定年度	令和5年度	学校コード	F113310103224
大学名	中央大学	設置区分	私立
学校種	大学	都道府県	東京都
大学全体の総収容定員数	25,124名 ※令和5年5月1日時点		
学部学科組織構成	法学部(法律学科、政治学科、国際企業関係法学科)、経済学部(経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科)、商学部(経営学科、会計学科、国際マーケティング学科、金融学科)、理工学部(数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、生命科学科、人間総合理工学科)、文学部(人文社会学科)、総合政策学部(政策科学科、国際政策文化学科)、国際経営学部(国際経営学科)、国際情報学部(国際情報学科)		

2. 事業概要

<p>現在、数理・データサイエンス等の技術と知見を様々な分野に活かす素養を持ち、新たな価値を創造する能力が求められている。本学では、これまで培ってきたAI・データサイエンス教育を活用し、持続可能な社会の実現に貢献できる意欲と能力を持った人材を育成すべく、これらの能力を涵養する2つの学部を検討している。</p> <p>ひとつは、健康スポーツと数値の親和性の高さに注目し、到来する超高齢化社会の課題解決に向けて、健康スポーツ分野を教育フィールドにしたスポーツ×デジタル系学部である健康スポーツ科学部(仮称)。もうひとつは、食の安全や気候変動による食料危機、環境負荷低減などの課題のある農業分野を教育フィールドに、農業DXによる課題解決を目指すグリーン×デジタル系学部の農業情報学部(仮称)である。</p> <p>ともにデータサイエンスを主たる学問領域としつつ、その対象分野を明確にすることで、地域・企業等と連携したPBL型教育により本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」教育プログラムを展開する。各々入学定員300名、収容定員1,200名、2027年度開設予定である。</p>

3. 本事業で新たに設置等を行う組織

改組予定年度	令和9年度				
認可申請・届出予定	令和8年度	※既に申請・届出している場合はその年度を記入			
改組内容	学部の新設(当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないもの)				
設置等組織名	(仮称)健康スポーツ科学部 健康スポーツ科学科				
設置等組織の学位分野	工学関係	経済学関係			
当該学部等の所在地	東京都八王子市				
入学定員	300名				
収容定員	1,200名				
入学定員の増加数	300名				
他学部等の入学定員の減少数	0名				

改組予定年度	令和9年度				
認可申請・届出予定	令和7年度	※既に申請・届出している場合はその年度を記入			
改組内容	学部の新設				
設置等組織名	(仮称)農業情報学部 農業生産科学科、生産環境工学科、食料ビジネス学科				
設置等組織の学位分野	農学関係	工学関係	経済学関係	理学関係	
当該学部等の所在地	東京都八王子市				
入学定員	300名				
収容定員	1,200名				
入学定員の増加数	300名				
他学部等の入学定員の減少数	0名				

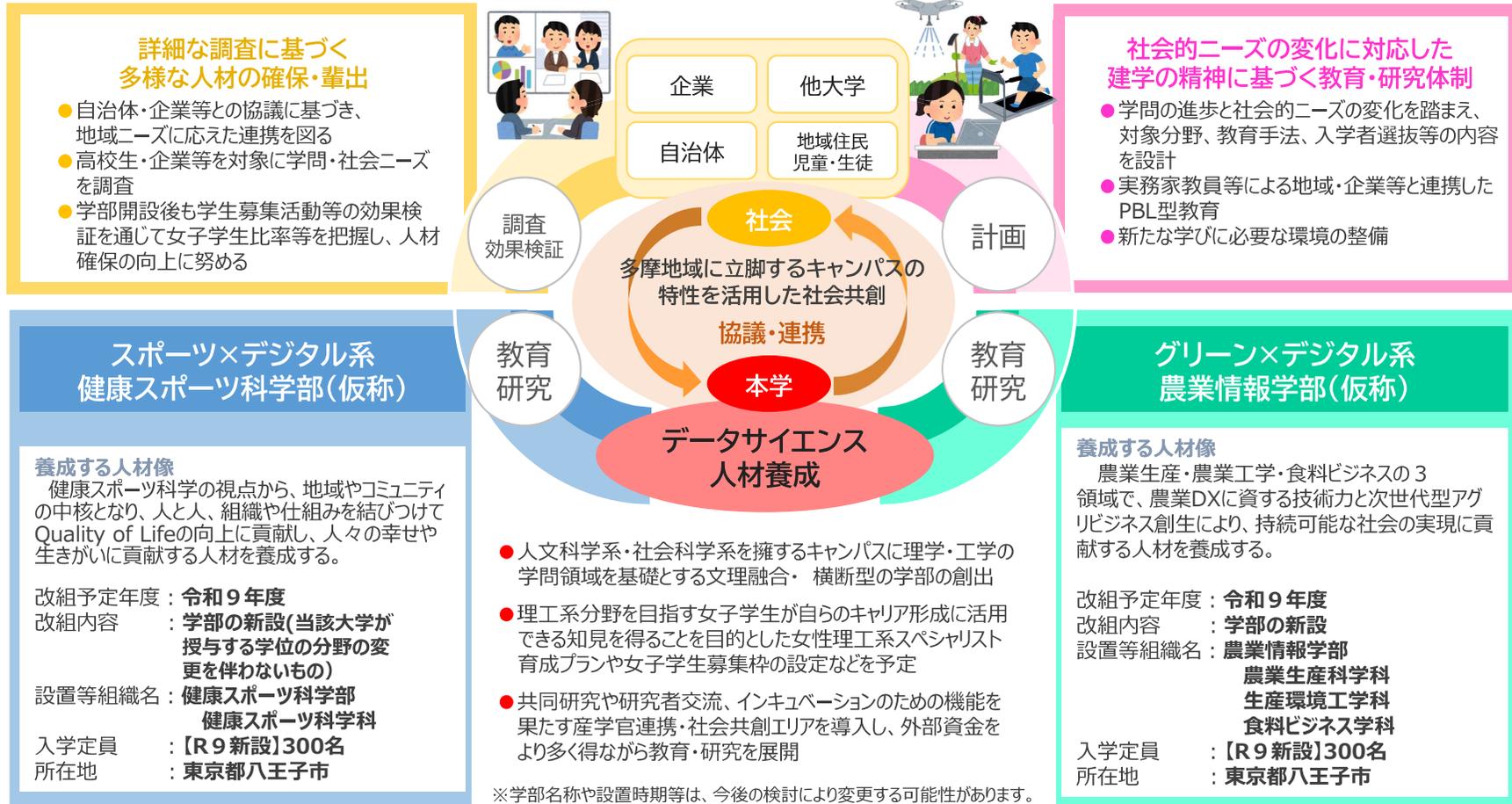
※学部・学科を新設する計画である場合は、当該学部等の所在地欄は予定所在地を記入。

※入学定員には編入学定員を含む。

持続可能な社会を切り拓き、国際社会に貢献できる「**實地應用**」の力を備えた次世代人材養成

建学の精神である「**實地應用ノ素ヲ養フ**」教育によって、Society5.0やSDGsの実現をもたらす人材を養成する

実務家教員等による地域・企業等と連携したPBL型教育により、多様な経歴や背景を持つ学生が、数理・データサイエンス等の技術と知見を様々な分野に活かす素養と新たな価値を創造する能力を身に付け、国際・地域社会に貢献する教育・研究を展開します。



○資料 11（既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績）

【省略】

1 書類等の題名

既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績

2 出典

本学専門職大学院事務室所持データ

3 その他の説明

本内容は、学外秘情報が含まれるため【省略】とする。

以上

競合校比較データ集

競合校比較：基礎項目

	所在地	入学定員 (本科+大学院)	令和5年 司法試験合格 者数	司法試験合格率(%)			入学金	学費	奨学金制度	就職支援
				全体	修了者	在学中				
中央大学	東京都千代田区	160	90	39.3	28.1	61.84	300,000円 (本学学部卒業生は半額)	1,300,000円/年 (在学科 1,000,000円、施設設備300,000円)	特別給付奨学金により、学費全額免除・半額免除あり。	リーガル・キャリア・サポート委員会を設置しており、就職を支援。専属キャリアコンサルタントあり。
東京大学	東京都文京区	230	186	59.05	50.55	70.68	282,000円	804,000円/年	法曹養成専攻（法科大学院）奨学生制度あり。(月8万円、等)	学内にキャリアサポート室あり。
一橋大学	東京都国立市	85	121	67.22	56.48	83.33	282,000円	804,000円/年	一橋大学法科大学院奨学金 等 至急型奨学金制度(月5万円)	学内にキャリア支援室あり。
慶應義塾大学	東京都港区	220	186	60	53.67	68.42	100,000円	1,622,140円/年	・授業料等の免除および授業料の一部相当額の給付(奨学給付制度) ・慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）法曹養成専攻 奨学給付制度等	修了生フォローアップ委員会の設置。 学内にキャリア・サポート・フォローアップ・センターあり。
早稲田大学	東京都新宿区	200	174	44.73	37.04	57.53	300,000円 (本学大学、大学大学院の在学、卒業、修了または退学者が入学する場合、入学金が免除)	1,160,000円/年 (修了する年度の秋学期に、校友会費(40,000円)が加算)	・年間および半期授業料相当が給付される学内奨学制度 ・稲門法曹奨学金 入学後に採用が決まる学内奨学金(給付型、年間で指定金額)	キャリア支援室、稲門法曹会、早稲田ロース。クール稲門会が連携。

競合校比較：入学者選抜情報（令和3～5年度）

中央大学

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計
志願者数	204	662		866	269	825	67	1094	257	886	82	1143
受験者数	202	615		817	260	781	67	1041	244	844	79	1088
合格者数	83	305		388	74	393	41	467	70	436	56	506
入学者数	32	67		99	28	104	24	132	26	98	20	124
定員	50	150		200	50	150	45	200	50	150	45	200
定員充足率	64%	45%		50%	56%	69%		66%	52%	65%		62%

東京大学 (単位：名)

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計
志願者数	226	506		732	141	478	12	619	177	493	76	670
受験者数				695			12	0	168	425	76	593
合格者数	61	185		246	61	173	9	234	60	180	43	240
入学者数	60	144		204	57	161	7	218	53	154	32	207
定員	65	165		230	65	165	30	230	65	165	50	230
定員充足率	92%	87%		89%	88%	98%		95%	82%	93%		90%

一橋大学

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計
志願者数				401			5	559	89	313	18	402
受験者数				342			5	480			18	402
合格者数				107			5	92			18	91
入学者数	17	79		96	20	70	5	90	20	64	14	84
定員	20	65		85	20	65	10	85	20	65	20	85
定員充足率	85%	122%		113%	100%	108%		106%	100%	98%		99%

慶應義塾大学

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計
志願者数	182	715		897	221	924	45	1145	231	1000	40	1231
受験者数	161	644		805	215	850	45	1065	222	909	40	1131
合格者数	79	320		399	80	302	42	382	65	311	38	376
入学者数	33	117		150	32	131	38	163	30	158	31	188
定員	50	170		220	50	170	45	220	50	170	45	220
定員充足率	66%	69%		68%	64%	77%		74%	60%	93%		85%

早稲田大学

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計	未修	既修	うち5年一貫型	計
志願者数	339	581		920	252	744	20	996	217	888	50	1105
受験者数				865			20	951			50	798
合格者数	71	320		391	45	328	18	373	45	307	30	352
入学者数	32	128		160	21	164	13	185	20	148	16	168
定員				200	40	160	40	200	40	160	40	200
定員充足率	#DIV/0!	#DIV/0!		80%	53%	103%		93%	50%	93%		84%

※資料に記載のない箇所は空欄としている。

■競合校比較データ集における出典一覧

中央大学

出典	URL
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-6】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_9-2.pdf
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-7】各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_10-2.pdf
2021年度入学者選抜結果	https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/data/2021/
2022年度入学者選抜結果	https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/data/2022/
2023年度入学者選抜結果	https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/data/2023/

東京大学

出典	URL
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-6】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_9-2.pdf
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-7】各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_10-2.pdf
入試関係情報（法科大学院）	https://www.i.u-tokyo.ac.jp/law/admission/admission/
2021年度法科大学院入学者選抜試験合格者数	https://www.i.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2022/02/2021gokakunyugaku.pdf
2022年度法科大学院入学者選抜試験合格者数	https://www.i.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2022/05/2022gokakunyugaku.pdf
2023年度法科大学院入学者選抜試験合格者数	https://www.i.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2023/04/2023gokakunyugaku.pdf

一橋大学

出典	URL
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-6】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_9-2.pdf
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-7】各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_10-2.pdf
法科大学院について	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
2021年度入試の経過と結果について	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2021/03/2021lawadreport.pdf
2022年度入試の経過と結果について	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2022/05/20220525_awadreport.pdf
2023年度入試の経過と結果について	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2023/02/20230209_awadreport.pdf

慶應義塾大学

出典	URL
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-6】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_9-2.pdf
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-7】各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_10-2.pdf
2021年度以前の法務研究科入学試験結果について（入学試験総括表）	https://www.ls.keio.ac.jp/92c9f59caa85302db7d00243155a8765414774e4.pdf
2021年度以前の法務研究科入学試験結果について（年度別入学者数）	https://www.ls.keio.ac.jp/4_entrance2021.pdf
2022年度以降の法務研究科入学試験結果について（2022年度）	https://www.ls.keio.ac.jp/examresult_2022.pdf
2022年度以降の法務研究科入学試験結果について（2023年度）	https://www.ls.keio.ac.jp/examresult_2023.pdf

早稲田大学

出典	URL
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-6】各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_9-2.pdf
文部科学省 法科大学院等特別委員会（第111回）配布資料 【資料2-7】各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_senmon02-000030546_10-2.pdf
2021年度一般入学者選抜試験（夏入試）合格者の概要等	https://www.waseda.jp/folaw/gwls/news/2020/10/26/9952/
2021年度「人材発掘」入試（冬入試）合格者の概要等	https://www.waseda.jp/folaw/gwls/news/2021/02/16/10155/
2021年度修士・専門職4月入学者	https://waseda.app.box.com/s/uraavsk9pbacexlb5np615vzkauk0byk
2022年度入学者選抜試験 合格者の概要等	https://www.waseda.jp/folaw/gwls/news/2021/11/01/11013/
2023年度入学者選抜試験 合格者の概要等	https://www.waseda.jp/folaw/gwls/news/2022/10/21/12385/

法科大学院等特別委員会（第113回）：

【資料2-7】法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）

https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_2-3.pdf

令和5年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格者数順）

資料2-3

	出願者			受験予定者			受験者			短答式試験の合格に必要な成績を得た者			最終合格者数			合格率		
	修了者	在学中		修了者	在学中		修了者	在学中		修了者	在学中		修了者	在学中		修了者	在学中	
京大法科大学院	287	164	123	287	164	123	275	157	118	245	136	109	188	94	94	68.36	59.87	79.66
慶應義塾大法学部	321	188	133	321	188	133	310	177	133	275	155	120	186	95	91	60.00	53.67	68.42
東京大法科大学院	340	202	138	340	202	138	315	182	133	274	154	120	186	92	94	59.05	50.55	70.68
早稲田大法科大学院	401	253	148	401	253	148	389	243	146	326	192	134	174	90	84	44.73	37.04	57.53
一橋大法科大学院	188	111	77	188	111	77	180	108	72	160	95	65	121	61	60	67.22	56.48	83.33
中央大法科大学院	240	163	77	240	163	77	229	153	76	170	106	64	90	43	47	39.30	28.10	61.84
大阪大法科大学院	189	135	54	189	135	54	182	129	53	149	102	47	78	51	27	42.86	39.53	50.94
神戸大法科大学院	159	110	49	159	110	49	146	98	48	111	72	39	71	44	27	48.63	44.90	56.25
名古屋大法科大学院	98	65	33	98	65	33	89	58	31	71	44	27	42	22	20	47.19	37.93	64.52
同志社大法科大学院	95	72	23	95	72	23	87	66	21	69	50	19	29	19	10	33.33	28.79	47.62
明治大法科大学院	116	97	19	116	97	19	106	87	19	78	62	16	29	24	5	27.36	27.59	26.32
北海道大法科大学院	79	50	29	79	50	29	74	47	27	53	31	22	28	13	15	37.84	27.66	55.56
東北大法科大学院	85	61	24	85	61	24	82	59	23	61	40	21	25	15	10	30.49	25.42	43.48
九州大法科大学院	102	78	24	102	78	24	94	71	23	68	49	19	22	14	8	23.40	19.72	34.78
立命館大法科大学院	114	98	16	114	98	16	110	95	15	66	59	7	20	20	0	18.18	21.05	0.00
筑波大法科大学院	55	45	10	55	45	10	51	42	9	38	30	8	17	12	5	33.33	28.57	55.56
法政大法科大学院	64	56	8	64	56	8	60	53	7	45	39	6	15	14	1	25.00	26.42	14.29
千葉大法科大学院	69	64	5	69	64	5	63	59	4	40	37	3	13	12	1	20.63	20.34	25.00
岡山大法科大学院	33	23	10	33	23	10	33	23	10	27	18	9	12	5	7	36.36	21.74	70.00
創価大法科大学院	40	29	11	40	29	11	37	26	11	25	17	8	12	7	5	32.43	26.92	45.45
日本大法科大学院	100	74	26	100	74	26	86	65	21	61	44	17	12	7	5	13.95	10.77	23.81
上智大法科大学院	51	41	10	51	41	10	48	38	10	34	26	8	11	6	5	22.92	15.79	50.00
東京都立大法科大学院	81	61	20	81	61	20	75	57	18	53	41	12	11	8	3	14.67	14.04	16.67
専修大法科大学院	40	33	7	40	33	7	35	28	7	32	25	7	10	8	2	28.57	28.57	28.57
学習院大法科大学院	46	38	8	46	38	8	43	37	6	29	24	5	8	6	2	18.60	16.22	33.33
関西大法科大学院	60	54	6	60	54	6	55	50	5	37	32	5	7	5	2	12.73	10.00	40.00
大阪公立大法科大学院	33	25	8	33	25	8	31	23	8	22	16	6	6	2	4	19.35	8.70	50.00
広島大法科大学院	25	19	6	25	19	6	22	17	5	16	14	2	5	5	0	22.73	29.41	0.00
関西学院大法科大学院	37	37	0	37	37	0	31	31	0	21	21	0	5	5	0	16.13	16.13	-
金沢大法科大学院	15	14	1	15	14	1	13	13	0	8	8	0	3	3	0	23.08	23.08	-
南山大法科大学院	19	18	1	19	18	1	19	18	1	15	14	1	3	2	1	15.79	11.11	100.00
琉球大法科大学院	38	34	4	38	34	4	34	30	4	24	21	3	3	2	1	8.82	6.67	25.00
愛知大法科大学院	6	6	0	6	6	0	6	6	0	5	5	0	2	2	0	33.33	33.33	-
桐蔭横浜大法科大学院	15	15	0	15	15	0	13	13	0	5	5	0	2	2	0	15.38	15.38	-
福岡大法科大学院	23	21	2	23	21	2	21	19	2	16	14	2	2	1	1	9.52	5.26	50.00
駒澤大法科大学院	28	25	3	28	25	3	27	24	3	15	14	1	2	2	0	7.41	8.33	0.00
成蹊大法科大学院	4	4	0	4	4	0	3	3	0	2	2	0	1	1	0	33.33	33.33	-
西南学院大法科大学院	7	7	0	7	7	0	6	6	0	3	3	0	1	1	0	16.67	16.67	-
近畿大法科大学院	7	7	0	7	7	0	7	7	0	5	5	0	1	1	0	14.29	14.29	-
立教大法科大学院	16	16	0	16	16	0	15	15	0	6	6	0	1	1	0	6.67	6.67	-
青山学院大法科大学院	11	11	0	11	11	0	10	10	0	4	4	0	0	0	0	0.00	0.00	-
神奈川大法科大学院	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	-
京都産業大法科大学院	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0.00	0.00	-
熊本大法科大学院	3	3	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	0.00	0.00	-
甲南大法科大学院	27	26	1	27	26	1	22	21	1	14	13	1	0	0	0	0.00	0.00	0.00
静岡大法科大学院	2	2	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	-
島根大法科大学院	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	-
大東文化大法科大学院	5	5	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	0	0	0	0.00	0.00	-
中京大法科大学院	2	2	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0.00	0.00	-
北海学園大法科大学院	3	3	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	0.00	0.00	-
名城大法科大学院	6	6	0	6	6	0	6	6	0	1	1	0	0	0	0	0.00	0.00	-
横浜国立大法科大学院	19	19	0	19	19	0	18	18	0	11	11	0	0	0	0	0.00	0.00	-
関東学院大法科大学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
法科大学院合計	3,807	2,693	1,114	3,807	2,693	1,114	3,575	2,505	1,070	2,797	1,864	933	1,454	817	637	40.67	32.61	59.53

予備試験合格者	358	358	353	352	327	92.63
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-------

総計	4,165	4,165	3,928	3,149	1,781	45.34
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

最終合格者数が50人以上
最終合格者数が5人以下

各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等

令和5年4月1日現在

	入学者選抜実施状況																																												
	入学定員					志願者数					受験者数					合格者数					入学者数										競争倍率					入学定員充足率									
	R5	R4	R3	R2	R1	R5	R4	R3	R2	R1	R5	R4	R3	R2	R1	R5	R4	R3	R2	R1	R5	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R4	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R3	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R2	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R1	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R5	R4	R3	R2	R1	R5	R4	R3	R2	R1
1 北海道大学	50	50	50	50	50	172	172	118	113	155	141	137	98	101	126	61	64	41	41	49	48	5	7	44	8	4	26	2	2	30	4	5	26	4	4	2.31	2.14	2.39	2.46	2.57	0.96	0.88	0.52	0.60	0.52
2 東北大学	50	50	50	50	50	369	281	216	183	130	306	223	175	138	106	89	106	84	68	53	50	6	7	61	11	3	49	8	2	52	10	4	42	11	5	3.44	2.10	2.08	2.03	2.00	1.00	1.22	0.98	1.04	0.84
3 筑波大学	36	36	36	36	36	277	201	145	144	170	249	179	120	131	139	41	40	43	46	48	34	34	16	35	35	24	39	39	20	42	42	28	35	35	23	6.07	4.48	2.79	2.85	2.90	0.94	0.97	1.08	1.17	0.97
4 千葉大学	40	40	40	40	40	180	152	140	108	133	152	124	115	100	121	66	54	46	40	45	32	7	3	28	7	3	26	7	3	23	2	4	18	7	5	2.30	2.30	2.50	2.50	2.69	0.80	0.70	0.65	0.58	0.45
5 東京大学	230	230	230	230	230	901	689	732	590	649	777	626	695	536	594	277	244	246	232	230	207	17	31	218	24	35	203	19	24	209	20	34	210	27	34	2.81	2.57	2.83	2.31	2.58	0.90	0.95	0.88	0.91	0.91
6 一橋大学	85	85	85	85	85	402	559	401	227	248	402	480	342	227	248	91	92	107	92	93	84	10	11	90	6	11	96	6	10	87	4	4	89	8	17	4.42	5.22	3.20	2.47	2.67	0.99	1.06	1.13	1.02	1.05
7 金沢大学	15	15	15	15	15	40	62	41	40	36	31	51	32	34	33	22	23	18	15	20	14	3	1	14	2	2	9	5	4	10	1	0	7	6	6	1.41	2.21	1.78	2.27	1.65	0.93	0.93	0.60	0.67	0.47
8 名古屋大学	50	50	50	50	50	233	182	147	121	160	195	145	114	94	127	77	72	57	46	54	54	14	12	57	13	7	36	6	6	34	6	7	40	12	8	2.53	2.01	2.00	2.04	2.35	1.08	1.14	0.72	0.68	0.80
9 京都大学	160	160	160	160	160	528	529	457	522	510	478	487	419	459	459	190	188	179	170	168	157	17	11	155	18	20	159	19	20	158	23	19	151	17	19	2.52	2.59	2.34	2.70	2.73	0.98	0.97	0.99	0.99	0.94
10 大阪大学	80	80	80	80	80	531	525	412	405	489	436	443	357	340	417	195	192	174	165	195	81	14	15	94	11	11	86	11	12	82	10	8	97	19	12	2.24	2.31	2.05	2.06	2.14	1.01	1.18	1.08	1.03	1.21
11 神戸大学	80	80	80	80	80	648	452	400	376	390	550	418	352	328	335	170	161	162	161	159	71	18	8	70	9	9	66	3	6	77	12	5	71	15	8	3.24	2.60	2.17	2.04	2.11	0.89	0.88	0.83	0.96	0.89
12 岡山大学	24	24	24	24	24	125	65	63	64	78	112	55	50	51	64	47	26	25	23	31	24	4	3	19	3	1	14	1	1	19	1	0	18	3	3	2.38	2.12	2.00	2.22	2.06	1.00	0.79	0.58	0.79	0.75
13 広島大学	20	20	20	20	20	148	93	60	85	60	134	89	52	75	50	37	43	25	32	25	25	3	5	20	4	3	15	3	3	18	7	4	18	13	5	3.62	2.07	2.08	2.34	2.00	1.25	1.00	0.75	0.90	0.90
14 九州大学	45	45	45	45	45	178	169	134	133	159	146	141	109	111	130	63	58	53	54	59	45	5	6	44	8	7	37	4	2	35	9	4	44	7	4	2.32	2.43	2.06	2.06	2.20	1.00	0.98	0.82	0.78	0.98
15 琉球大学	16	16	16	16	16	43	54	36	65	57	39	49	34	61	55	15	17	17	27	21	10	2	1	15	2	3	13	6	6	14	4	3	19	9	5	2.60	2.88	2.00	2.26	2.62	0.63	0.94	0.81	0.88	1.19
16 東京都立大学	40	40	40	40	40	262	167	115	149	157	230	121	102	129	140	77	41	38	55	56	54	14	16	19	7	3	25	7	4	37	10	7	38	6	6	2.99	2.95	2.68	2.35	2.50	1.35	0.48	0.63	0.93	0.95
17 大阪公立大学	30	30	30	30	30	157	102	125	113	118	97	75	94	95	92	42	44	47	47	46	27	6	3	23	9	8	23	6	6	19	9	5	20	9	6	2.31	1.70	2.00	2.02	2.00	0.90	0.77	0.77	0.63	0.67
18 学習院大学	30	30	30	30	30	152	109	84	85	137	124	90	70	73	128	46	38	25	26	44	25	13	8	21	13	6	16	8	6	15	5	2	29	17	10	2.70	2.37	2.80	2.81	2.91	0.83	0.70	0.53	0.50	0.97
19 慶應義塾大学	220	220	220	220	220	1,231	1,145	897	905	997	1,131	1,065	805	834	927	376	382	399	415	435	188	18	22	163	18	22	150	12	15	134	15	19	167	19	20	3.01	2.79	2.02	2.01	2.13	0.85	0.74	0.68	0.61	0.76
駒澤大学	募集停止	36	36	36	36	-	95	57	64	77	-	83	49	60	71	-	43	22	25	28	-	-	-	21	7	8	13	6	4	14	9	4	11	6	5	-	1.93	2.23	2.40	2.54	-	0.58	0.36	0.39	0.31
20 上智大学	40	40	40	40	40	173	161	104	150	145	140	138	85	128	123	43	41	36	51	57	29	5	8	25	5	7	17	8	5	27	10	10	38	10	12	3.26	3.37	2.36	2.51	2.16	0.73	0.63	0.43	0.68	0.95
21 専修大学	28	28	28	28	28	290	221	131	168	210	259	194	110	159	189	32	44	43	44	60	16	8	3	27	10	8	23	13	5	22	12	7	29	14	6	8.09	4.41	2.56	3.61	3.15	0.57	0.96	0.82	0.79	1.04
22 創価大学	28	28	28	28	28	62	87	53	67	105	61	80	49	61	99	29	36	24	28	35	21	2	1	23	2	4	16	1	3	16	0	0	17	1	3	2.10	2.22	2.04	2.18	2.83	0.75	0.82	0.57	0.57	0.61
23 中央大学	200	200	200	200	200	1,143	1,094	866	854	981	1,088	1,041	817	817	944	506	467	388	408	472	124	10	22	132	12	20	99	10	16	86	5	8	112	12	15	2.15	2.23	2.11	2.00	2.00	0.62	0.66	0.50	0.43	0.56
24 日本大学	60	60	60	60	60	383	275	160	153	199	345	250	143	147	191	55	59	55	69	76	42	25	11	41	30	16	37	19	10	38	29	17	41	27	16	6.27	4.24	2.60	2.13	2.51	0.70	0.68	0.62	0.63	0.68
25 法政大学	30	30	30	30	30	246	183	146	161	142	199	147	113	125	118	65	64	56	58	56	36	11	10	28	8	4	29	5	5	28	5	6	27	9	4	3.06	2.30	2.02	2.16	2.11	1.20	0.93	0.97	0.93	0.90
26 明治大学	40	40	40	40	40	482	404	258	299	362	416	357	230	249	313	121	148	114	124	140	25	2	3	49	3	5	42	3	2	43	6	6	48	12	7	3.44	2.41	2.02	2.01	2.24	0.63	1.23	1.05	1.08	1.20
27 早稲田大学	200	200	200	200	200	1,105	951	865	901	954	798	951	865	901	954	352	373	395	415	450	168	12	20	185	15	16	160	19	16	173	22	24	182	33	36	2.27	2.55	2.19	2.17	2.12	0.84	0.93	0.80	0.87	0.91
28 愛知大学	20	20	20	20	20	81	48	40	42	78	76	38	37	38	67	28	15	17	17	21	14	4	4	13	7	4	11	1	1	7	0	1	10	3	4	2.71	2.53	2.18	2.24	3.19	0.70	0.65	0.55	0.35	0.50
29 南山大学	20	20	20	20	20	51	35	37	28	45	35	27	27	22	33	20	14	16	13	17	12	5	3	4	2	0	9	4	2	7	4	1	10	4	2	1.75	1.93	1.69	1.69	1.94	0.60	0.20	0.45	0.35	0.50
30 同志社大学	70	70	70	70	70	460	369	228	209	218	381	301	191	176	189	150	138	95	88	96	68	13	11	68	4	5	47	4	4	30	4	4	46	6	4	2.54	2.18	2.01	2.00	1.97	0.97	0.97	0.67	0.43	0.66
31 立命館大学	70	70	70	70	70	411	356	304	228	165	374	308	256	200	145	182	148	128	100	82	74	21	10	59	17	8	60	16	5	46	16	3	46	19	8	2.05	2.08	2.00	2.00	1.77	1.06	0.84	0.86	0.66	0.66
32 関西大学	40	40	40	40	40	285	245	161	129	150	246	194	132	112	123	94	80	62	56	59	53	16	8	44	8	7	33	13	5	32	8	5	32	9											

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	カワイ ヒサシ 河合 久 <令和3年5月>		商学修士		中央大学学長 (令和3年5月～令和6年5月)